

## 教育費負担と学生に対する 経済的支援のあり方に関する実証研究



THE UNIVERSITY OF TOKYO  
Center for Research and Development of Higher Education  
**CRIDE**  
東京大学 大学総合教育研究センター

大総センターものぐらふ No.13

# 教育費負担と学生に対する 経済的支援のあり方に関する実証研究

# はしがき

東京大学大学総合教育研究センターの目的は、大学改革に関する基礎的調査・研究を行うとともに、東京大学における全学的な教育課程・方法の改善を支援することにある。

ものぐらふ13にあたる本報告書は、文部科学省科学研究費基盤(B)『教育費負担と学生に対する経済的支援のあり方に関する実証研究』(平成23~26年度)(小林雅之研究代表)の成果の一部である。本報告書の執筆は、17名の連携研究者および研究協力者である。

本研究の成果として、国内外の学生への経済的支援の現状については、これまで様々な形で学内外に公表してきたが、このように最終的な成果が公刊されることによって、わが国の大学と学生支援制度の改善を考える方々に何らかのお役に立つことができれば、私たちにとって望外の喜びである。

平成27年3月1日

東京大学大学総合教育研究センター長 吉見俊哉



「教育費負担と学生に対する経済的支援のあり方に関する実証研究」

目 次

序章	序論	1
第 1 章	専門学校における奨学金による学費充足者特性	13
第 2 章	私立大学による高等教育機会の供給と学生納付金	35
第 3 章	大学の授業料・奨学金制度の現状と今後の方向性 —大学における授業料・奨学金制度の多様化に関する全国調査より—	47
第 4 章	大学進学と費用負担構造に関する調査研究 —保護者調査の縦横分析—	71
第 5 章	学生生活費に及ぼす奨学金の効果についての再分析	87
第 6 章	青少年の学歴希望の縦断的変化と家庭的背景	129
第 7 章	ひとり親世帯の大学進学と費用負担に関する研究	147
第 8 章	大学生の経済状況と大学生活との関連 —経済的な不安感がもたらす影響—	167
第 9 章	私立専門学校の若手「社会人学生」の家計 —高校卒業直後の進学者との比較から—	183
第 10 章	教育機会の格差と費用負担	197
第 11 章	日本学生支援機構奨学金返還における延滞発生メカニズム —大学に注目して—	211
第 12 章	奨学金利用者の卒業後の社会・経済的状況に関する分析 —大学経営における奨学金管理業務の担う役割の展望—	223
第 13 章	大学独自奨学金の現状分析 —日本学生支援機構「平成 22 年度 奨学金事業に関する実態調査」の再分析を通じて—	243
第 14 章	イギリスにおける継続教育カレッジと学生支援	249
第 15 章	北欧諸国における学生援助政策 —デンマークとフィンランドを中心にして—	253
第 16 章	学生生活調査からみた学生生活の現状分析 —奨学金を利用できなかった学生に着目して—	277
終章	学生への経済的支援と費用負担へのインプリケーション	293



## 序章 本研究の目的と方法

小林雅之（東京大学・大学総合教育研究センター）

本書は文部科学省科学研究費基盤（B）「教育費負担と学生に対する経済的支援のあり方に関する実証研究」（平成23～26年度）（以下、本科研と表記）の成果の一部である。本科研では、既にいくつかの成果を発表している。その研究成果の一覧を、章末にあげた。このリストにあるように、既にアメリカやイギリスの調査、また保護者調査など、多くの成果をあげている。また、本科研と日本学生支援機構（以下、支援機構と表記）と合同で実施された2014年のイギリス調査や国際シンポジウム「高等教育の費用負担と学生支援」については、別途報告書が刊行される予定である。しかし、これまで成果を発表していない連携協力者や研究協力者も複数にわたることから、それらの成果を中心に、本報告書を、ものぐらふとして刊行することとした。

### 1. 研究目的

#### 1-1 教育費の負担問題

本研究は、教育の費用負担と学生に対する経済的支援について、国際比較と調査統計分析によって、日本の現状と問題点を明らかにし、教育費の公的負担と学生に対する経済的支援のあり方について、具体的な制度設計を含めた政策的提言をすることを目的としている。また、研究成果を広く一般に公開することによって、いっそこの研究の進展を図ることをもう一つの目的とする。さらに、これらの研究活動を通じて、内外の研究者と学術交流を推進することも目的としている。

教育の費用を誰がどのように負担するかは、わが国ではあまり正面切って論じられることが少ない。だが、翻って海外に目を転じると、教育費の負担はつねに非常に大きな問題となっている。なかでも最大の問題は、公的負担から私的負担への移行に伴う問題である。既に私的負担が最も重いわが国からみると、この問題はわかりにくい。そこで本科研では、海外と対比することによって、わが国の教育費問題の特質を浮き彫りにすることに努めた。

教育費の負担は主として公的負担、家計（親）負担、学生本人（子）負担の3つになる。この教育費の3つの費用分担の背景には、3つの教育観がある。第一に、公的負担を支える教育観は、北欧諸国などに広く見られる、社会が教育を支えると

いう考え方で、教育に関する福祉国家主義といえよう。第二に、家計（親）負担の背景にある教育観は、親が子供の教育に責任をもち費用を負担するのは当然だという、教育の家族主義である。わが国、韓国、中国などで根強い教育観である。第三に、学生本人（子）負担の背景にある教育観は、教育の個人主義で、アメリカ、イギリス、オーストラリアなどで主流である。つまり、3つの教育負担の考え方は異なる教育観によって支えられているのである。このように各国と比較すると、わが国では、教育の家族主義が強く、教育費の家計負担が当然視されているため、教育費の負担問題がわかりにくいが、全く異なる考え方があることがわかる。

高等教育の費用負担は、メガトレンドとしては、公的負担から私的負担へ、親負担から学生本人へ移行している。その背景には、（1）高等教育進学率の上昇（2）公財政の逼迫（3）大学への社会の信頼の低下（4）受益者負担論の強まり、があげられる。私的負担への移行では、わが国は各国の最先端を走っていると言えなくもない。

それでは、教育の公的負担の根拠は何であろうか。いくつかの根拠があげられる。

まず第1にあげられるのは、教育機会の均等（憲法第26条、教育基本法第4条）の要請である。高等教育進学には多額の費用がかかるため、低所得層の進学は困難である。このため、放置すれば家計の経済力によって進学には大きな格差が生じる。このことは、進学できる学力と意欲のある個人が進学の機会を逸することは、個人にとっても損失であるが、社会としても人材の浪費（ウェステッジ）である。この格差の是正のためには、教育費の公的負担が求められる。また、進学の格差には、家計所得階層間だけでなく、地域間、男女間等様々な格差があることにも留意する必要がある。特に、これらの格差は単独ではなく、複合的に格差を深刻化させることが大きな問題である。

これに関連して、進学時だけでなく、進学後の大学中退の問題もある。中退者の20%は経済的要因であるという文部科学省の調査（2014年）も出されている。この緩和のためにも公的負担が求められる。

このように、教育の機会均等は、憲法および教育基本法に規定されている最も重要な理念であるが、わが国だけでなく、国際人権規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約A規約第13条）でも、高等教育の漸進的な無償が提唱されている。

第2に、人材養成の観点から、経済成長のために生産性の向上・効率化など労働者の教育水準の向上が必要であるが、とりわけ基礎研究など市場にのりにくい分野では、私的負担のみでは教育を受けた労働者は過少供給になる恐れがあり、公的負

担によって下支えが必要となる。このことはとりわけ大学院に関してあてはまる。

第3に、教育の社会・経済効果のうち、外部効果の問題がある。外部効果（外部経済）は、価格に表されない効果であり、スピルオーバー効果（近隣効果）とも呼ばれている。たとえば、教育を受けた本人だけではなく、その結果として、周囲の者の生産性の向上があり得る。読み書き計算（3R's）のことを想起すれば、この効果は明らかであろう。しかし、その効果は市場を通さず、価格に反映されない。つまり、周囲の者は、効果を受けるとしてもその費用を負担する事がない。

さらに、教育を受けたことにより、健康の増進による医療費の抑制や犯罪の減少といった効果も期待されるが、これらも外部効果と考えられる。また、労働移動や労働のミスマッチの緩和による失業の減少は失業保険費を減少させる効果がある。さらには、少子化の緩和も教育の外部効果と考えられるが、こうした効果を測定することは困難である。その結果、こうしたケースは、市場機構に委ねると外部性の分だけ供給は過少になる。つまり、誰も費用を負担しないため、外部効果の分だけ公的負担する必要がある。

第4に、外部効果と関連して、教育の公共性ということが重要である。これは、宇沢弘文のいう「社会的共通資本」としての教育という考え方（『社会的共通資本』岩波新書 2000年、『日本の教育を考える』岩波新書 1998年他）と親和性がある。社会的共通資本は、市場で取引されないため、公的負担が要請される。

最後に、準公共財としての教育という考え方がある。公共財とは、利用者から料金を徴収できない「非排除性」と利用者の増加によって追加費用が発生しない「非競合性」をもつ財である。教育の場合、どちらの特性もやや弱いため、準公共財と呼ばれる。公共財あるいは準公共財は公的に負担される必要がある。

こうした教育の公的負担論に対して、対極にあるのは、教育の受益者負担論である。しかし、先に述べたように、教育の外部効果などにより、社会も受益者であるから、「受益者負担」ではなく「私的負担」と呼ぶべきである。とりわけ、私的負担の根拠とされるのは、高等教育の場合で、教育の外部経済は、教育段階が低いほど大きく、高等教育の場合、あまり大きくなないとされる。また、一般に、高等教育の私的便益は社会的便益より大きい。このため高等教育の私的收益率は社会的收益率よりかなり大きい。このことは、イギリスでデアリング・レポート（1997）で授業料を導入する際のエビデンスのひとつとされた。こうした点に依拠して、費用と便益にみあう費用負担をすべきであるというのが私的負担の根拠とされる。

また、教育の費用と便益は、専攻によって大きく異なる。一般には費用に応じて応分の負担をすべきだという考え方方がとられる。しかし、教育費負担に際して、費

用ではなく、卒業後に受ける便益によって決定すべきであるというのが、オーストラリアの高等教育貢献拠出金制度（Higher Education Contribution Scheme）の基本的な考え方である。高費用の医学や歯学だけでなく、費用は比較的低いが便益が大きいと考えられる法学や経済学などが同じ額の負担となっている。

他方、教育費が私的負担のみであれば教育を受けた者の社会的貢献は不要となるという批判も見られる。

このように、教育の公的負担にも私的負担にもそれぞれ根拠があり、そのため二者択一ではなく、どのように分担すべきかということに帰着する。具体的には、先にみたように、教育の効果、とりわけ外部効果が測定できないために、公私の費用分担を測定結果によって決定することは難しく、先にみた社会の教育観、慣習、社会的文脈、費用分担力、便益などによって、決定されていると言えよう。

## 1-2 教育費の軽減策

教育の費用は公私によって分担されることを見てきた。各国の中でも、わが国の現在の高等教育費の公的負担の割合は先進国の中で最低水準にあり、家計負担がOECD加盟国中最も重い。こうした教育費負担のあり方は、わが国の高等教育が授業料に依存する私立大学を中心として発展してきており、公的奨学金も貸与であることによる。この背景には、親が子どもの教育に対して強い希望を持ち、費用負担をしてきたことがある。しかし、こうした「無理する家計」による負担構造のため、近年所得格差が拡大するにつれ、進学について所得階層間格差も拡大している（小林雅之（2008）『進学格差』筑摩書房）。このままでは、こうした高等教育機会の格差が固定化あるいはさらに拡大する恐れがある。このため、中央教育審議会はじめ政府の各種審議会で、学生に対する経済的支援のあり方が議論されてきた。また、政府も様々な教育費負担の軽減策を打ち出している。

しかし、今日の逼迫した公財政の状況では、これ以上単に教育に対する財政支出を増加することは困難である。こうした中で、教育費の負担をどのように分担すべきか、また、具体的にどのような負担と学生支援のあり方が望ましいか、早急に検討する必要がある。それでは、教育費負担の軽減策としてどのようなものがあるのであろうか。以下のように様々な軽減策があり得る。

- 学費の無償・低授業料
- 給付奨学金（grants, scholarships）
- 授業料減免

- 貸与奨学金 (student loans)
- 貸与奨学金の返済猶予・免除
- 補助 (allowances) 子育て、成人学習など
- ワークスタディ、TA、RA

現在でも、高等教育に対して様々な公的支出がなされている。主なものだけでも、高等教育機関に対する補助金（国立大学運営費交付金、私立大学国庫助成金など）、支援機構奨学金、学術振興会研究者養成プログラム、大学独自奨学金などがあげられる。問題はこれらのプログラムが個々ばらばらに教育費の負担軽減のために支出されており、学生支援としての教育費の公的負担のあり方として、包括的・統一的に検討されてこなかったことである。

しかし、それぞれの教育費支出は、それぞれ経緯と根拠を持ち、これらを包括的に検討し最も効果的で整合性を持った制度を設計するのは、容易な課題ではない。高等教育だけでなく初中等教育を含めた教育政策について、教育費負担の観点からこれを包括的に研究したものはほとんどない。本研究では、この課題を達成する基盤を提供するために、先進各国の教育費負担と学生支援の現状と問題点を日本と比較して、わが国の課題を明らかにすることと、現在の日本の教育費負担と学生支援について具体的実証的に明らかにすることによって、現状を検証する。こうした比較検討の後、改めてわが国の教育費の負担と学生支援の特質と今後のあり方について、政策提言を行うことを目的とする。

これらについて具体的にはさらに、様々な課題がある。教育費の公的負担の方法としては、上にあげたように様々な方法があり、それぞれ一長一短がある。たとえば、高等教育機関に対する公的補助による高等教育の授業料無償あるいは低授業料政策は、高等教育の機会を享受しなかった者にはその恩恵を受けられず、所得の逆進的な配分になるという問題がある。この問題はアメリカを中心に過去数十年にわたり論争が繰り広げられてきたが、いまだ決着していない。これに対して、わが国ではこれに関する実証研究はきわめて少ない（矢野眞和『高等教育の経済分析と政策』玉川大学出版部 1996 年、小林雅之『大学進学の機会』東京大学出版会 2009 年など）。

### 1-3 教育機会の格差と学生支援

現在の日本の高校生の進路と家計所得や学力が密接に関連していることは、本研究の研究代表者や連携研究者の多くが参加した学術創成科研「高等教育のグランド

「デザインに関する基礎的研究」(金子元久研究代表)で詳細に明らかにされた。とりわけ大学の進学に関して、学力を媒介としつつ、家計所得が大きな影響を持つだけでなく、家計所得が教育費の負担を通じて、教育機会に大きな影響を与えていることが明確に示されたことは、教育格差の問題として学界だけでなく社会的にも大きな反響を呼び、この是正策としての学生への経済的支援のさらなる必要性が強く主張されることになった。また、授業料減免や奨学金が、進路決定や学生生活にいかなる効果を持つかについては、英米などでは膨大な実証研究が蓄積されている。これに対して、近年わが国ではようやく本格的な奨学金の研究が始められたところである(小林雅之編『奨学金の社会・経済効果に関する実証研究』東京大学大学総合教育研究センター 2009年、小林雅之編『教育機会均等への挑戦』東信堂 2012年など)。

わが国以外の先進諸国や中国などでも、公財政が逼迫する中で、高等教育進学率は上昇しており、教育費の負担と学生への経済的支援が教育機会の均等を達成する上で重大な課題となっている。この状況に対して、各国はそれぞれの文化・経済・歴史的経緯に基づき、給付奨学金の増大など、急速に改革を進めている。給付奨学金の拡大が必要なのは、奨学金が貸与(ローン)である場合には、返済の負担問題やひいてはローン回避傾向が生ずることが各国で問題となっていることによる。また、ローン負担問題に対応するためのもう一つの有力な手段である所得連動型ローンなどローン回収スキームの改革が諸国では実施されている。これらについて多くの研究が蓄積されている。これに対して、わが国ではこうした抜本的な改革はなされておらず、教育機会の格差が拡大する恐れがある。しかし、こうした点について、実証的に明らかにした研究は少ない。

さらに、わが国の最大の公的奨学金である支援機構奨学金は学部学生に対してはすべて貸与であり、未返済が増加していることが大きな問題になっている。これに対して、単に回収を強化するだけでは問題は解決しない。失業者や低所得層などから回収することは事実上不可能だからである。こうした問題に対して、多くの国では所得連動型教育ローンや返済の猶予や免除制度を導入することによって、解決を図っている。しかし、わが国では、こうした奨学金の回収スキームや返済猶予・免除の費用や効果について、ほとんど検討されたことがなく、諸外国の例を参考に、具体的な制度設計を図ることが重要な課題となっている。

また、単なる学生支援だけではなく、教育費負担や学生支援についての学生や保護者の情報にギャップがあることが各国とも大きな問題になり、金融に関する知識(financial literacy)を向上させるために、金融教育が大きな課題になっているが、

これについても日本ではほとんど検討されておらず、実態も明らかではなく、この解明のための調査研究が必要である。

本研究は、こうした内外の現状に関する実証的な検証を蓄積することにより、わが国における今後の教育費負担と学生支援のあり方について、包括的体系的な検討を行い、具体的な政策提言を行う。このため、教育の費用負担が、大学進学機会がどのように影響を与えるのか、を調査結果に基づき明らかにする。これによって、もっとも効果的な教育費の負担のあり方や具体的な制度設計について政策提言を行う。これは、これまでわが国ではほとんど検討されたことがない研究課題であり、わが国の高等教育研究と高等教育政策に多大な寄与を与えることが期待できる。

さらに、調査研究を通じて、内外の研究者との学術交流を推進することも合わせて本研究課題の目的とする。先に述べたように、教育費負担のあり方と学生に対する経済的支援のあり方は、各国高等教育改革の焦点となっており、各国の改革を相互に比較参考することは、重要な意義を持っている。各国の先進事例から学ぶとともに、韓国や中国などの改革に、我が国の改革の現状と研究は参考になることが期待できる。

## 2. 研究計画・方法

本研究では、最終的に具体的な政策提言を行うことを念頭において、次の2つのアプローチを中心に研究をおこなう。

- (1) 教育費負担と学生支援に関する文献調査ならびに海外実地調査
- (2) 教育費負担と学生支援の実態および社会的効果に関する国内調査および統計的データ分析

さらに、これらの具体的な証拠に基づき、教育費負担と学生支援の関連を、教育機会と学生生活といった観点から明らかにする。これらによって、具体的な教育費負担と学生支援の制度設計について、政策的提言を行う。

具体的には以下のようないくつかの調査研究を実施した。

### 1) 教育費負担に関する文献調査ならびに海外調査

まず、教育費負担と学生支援の現状について、主要国の理念・目的・概要について、既存の文献・調査や各国の関係機関のホームページ等から情報を収集し、わが国と対比して内容と制度の特徴をまとめた。近年の高等教育改革はきわめて急速に進展している。本研究に関連して研究者が実施した学生支援に関する調査としては、2005-6年度および2008-9年度および2012年度の文部科学省委託事業また、支援機構の2008年の韓国調査や2009年と2013年のアメリカ調査などがあるが、現在

も改革は進展しており、本科研の研究期間の4年のうちには、さらに急速に進展している。このため、これらの動向を把握する必要がある。このため、特に急速に改革が進行しているアメリカ・中国・イギリス・デンマークについて、関係機関・研究者に対して、インテンシブに教育費負担と学生支援の現状に関する実地調査を行った。本報告書では、既に別に報告書を刊行しているものを除いて、イギリスとデンマーク・フィンランドについて調査結果を収録している。

## 2) 学生支援の実態および社会的効果に関する国内調査および統計的データ分析による分析

教育費負担の構造と学生支援の現状については、複数の原データの利用可能な既存調査（文部科学省「学校基本調査」「大学等における授業料滞納や中退等の状況に関する調査」、文部科学省学術創成科研（金子元久研究代表）「高校生調査」「保護者調査」、支援機構「学生生活調査」「学生支援事業実態調査」「奨学生の返還に関する調査」「奨学生申請者データ」、大學新聞社「高校進路指導担当者調査」「大学広報担当者調査」、東京大学「学生生活実態調査」「大学教育の達成度調査」など）がある。これらの調査の原データの再分析を行い、教育費の負担状況、奨学生受給状況、さらに奨学生の高等教育機会や学生生活に関する効果を明らかにした。さらに、新たに高校生の保護者に対する調査を実施した。既存の「高校生調査」「保護者調査」は、情報ギャップなどの調査項目を含んでいないことから、今後のあり方を検討するために新たな調査を実施した。具体的に分析対象とした調査は以下の通りである。各調査の詳細は各章をそれぞれ参照されたい。

- 全国大学授業料・奨学生調査（国立大学・公立大学・私立大学）『カレッジマネジメント』誌と共同調査
- 私学振興財団私立大学授業料データ
- 高校生保護者調査（2012年）
- 高卒者保護者調査（2013年）
- 全国大学生協連合会「学生生活実態調査」
- 支援機構「学生生活調査」
- 支援機構「延滞者調査」「無延滞者調査」
- 支援機構「奨学事業調査」
- 支援機構「高等専門学校生基礎調査」「専門学校生基礎調査」
- 学術創成科研「全国大学生調査」
- 東京大学「学生生活実態調査」

- 東京大学「大学教育の達成度調査」
- 科学研究費助成金基盤研究(B)「青少年期から成人期への移行についての追跡的研究」(Japan Education Longitudinal Study、略称 JELS、研究代表者お茶の水女子大学の耳塚寛明教授)

さらに具体的には以下の点を重点に分析を行った。

- (1) 現在の大学生・専門学校生について、奨学金・授業料減免など、様々な学生への経済的支援を受けている者について、年齢、家計、家族構成（兄弟の就学状況）、その他家族の状況など属性別の分析を行い、学生への経済的支援の受給要因と必要性を明らかにした（第1章、第4章、第5章、第8章、第9章）。
- (2) 現在の大学の学生納付金と奨学金の現状について、大学の調査データから分析した（第2章、第3章）
- (3) 新旧の調査の比較により教育費負担と教育機会や進学希望の時系列の変化を分析した（第4章、第6章）。
- (4) 高卒者の親などの家計支持者の教育費の負担感や経済的支援等に対する意識とローン負担と回避の傾向を明らかにした（第4章、第7章）。
- (5) 所得階層別進学機会の格差と教育費負担の関連および授業料滞納や経済的理由によって大学の進学を断念する者の実態を明らかにした。（第10章）。
- (6) 支援機構奨学金の返還の延滞の発生メカニズムを解明した（第11章、第12章）。
- (7) 大学独自奨学金の状況を明らかにした（第13章）。
- (8) イギリスおよび北欧諸国における学生への経済的支援の状況を明らかにした（第14章、第15章）。
- (9) 奨学金を受給できなかった者の原因を解明した（第16章）。

以上の分析結果から、経済的支援の必要性と教育費負担の軽減に関する政策に資する基礎的知見を明らかにする（終章）。

### 3. 国際シンポジウムの開催

本研究課題は各国でも大きな政策及び研究課題であるため、各国の研究者・関係者を招聘し、成果を社会に還元するため国内外の研究者・関係者に対する国際シンポジウム「高等教育の費用負担と学生支援」を2015年3月に支援機構と共に開催した。

このシンポジウムでは、アメリカ・イギリス・中国各国の、教育費負担と学生支援を実証的に研究している研究者を招聘した。こうした各国の研究者が自国とわが国の現状を比較検討し、日本の教育費負担と学生支援のあり方について、政策的提言を行った。これにより、わが国の教育費負担と学生支援の在り方に対して、有益な示唆を得ることができた。この成果については、近い将来報告書として刊行する予定である。

#### 4. 主な研究成果

##### 4-1 刊行物等

小林雅之「家計負担と奨学金・授業料」日本高等教育学会編『高等教育研究』第15集、115-134頁、2012年。

小林雅之編『教育機会均等への挑戦 -授業料・奨学金の8カ国比較』東信堂 2012年。

小林雅之「大学の教育費負担 一誰が教育を支えるのか」広田照幸他編『大学とコスト』岩波書店 111-136頁、2013年。

小林雅之「教育機会の均等」耳塚寛明編『教育格差の社会学』有斐閣 53-77頁、2013年。

小林雅之「国際的に見た教育費負担」『IDE 現代の高等教育』No.555特集 高等教育と費用負担、13-18頁、2013年。

小林雅之「大学授業料と奨学金の現状と戦略」『大学時報』353、30-35頁、2013年。

小林雅之「国際比較の視点から見た高等教育の費用負担」広島大学高等教育研究開発センター『高等教育研究叢書』124: 109-120、2013年。

小林雅之「奨学金制度の課題と在り方」『個人金融』9, 1, 23-30頁、2014年。

小林雅之「大学授業料と奨学金の現状と戦略」『大学時報』353, 30-35頁、2014年。

小林雅之「進学の格差の拡大と学生支援のあり方」『生活協同組合研究』456、29-36頁、2014年。

小林雅之「大学授業料と奨学金の現状と課題」神奈川教育研究所『ねざす』53、31-37頁、2014年。

小林雅之「高等教育の『グランドデザイン』 一教育費負担の観点から」『大学マネジメント』10, 4, 24-28頁 2014年。

小林雅之・劉文君編『学生から見た東京大学－3つの東大生調査から』東京大学・大学総合教育研究センター ものぐらふ 11、2012年。

小林雅之・劉文君『オバマ政権の学生支援改革』東京大学・大学総合教育研究センター ものぐらふ 12、2013年。

文部科学省先導的大学改革推進委託事業（小林雅之編）『高等教育機関の進学時の家計負担に関する調査研究』東京大学、2014年。

Masayuki Kobayashi and Liu Wenjun, Access and Cost-Sharing in Japanese Higher Education, Beijing Forum 2012, updated in 2013, Center for Research and Development of Higher Education, The University of Tokyo.

#### 4-2 学会発表

小林雅之・王帥「東大生の学生生活の時系列分析」日本高等教育学会発表要旨収録、2011年。

小林雅之・濱中義隆「大学進学と学費負担構造に関する研究－高卒者保護者調査2012年から」日本高等教育学会発表要旨収録、2013年。

小林雅之「イギリスにおける高等教育改革の動向」日本高等教育学会発表要旨収録、2014年。

小林雅之・濱中義隆「大学進学と費用負担構造に関する研究－保護者調査の縦横分析－」日本教育社会学会要旨収録、2014年。

#### 5. 執筆者(2015年3月現在)

阿部 廉（東京大学・教育学研究科・院生）  
岩田 弘三（武藏野大学・人間科学部・教授）  
浦田 広朗（名城大学・大学・学校づくり研究科・教授）  
王 傑（日本学術振興会・特別研究員）  
王 帥（東京大学・教育学研究科・研究員）  
小林 雅之（東京大学・大学総合教育研究センター・教授）  
田村 恵美（お茶の水女子大学・人間文化創成科学研究科・院生）  
島 一則（広島大学・高等教育研究開発センター・准教授）  
白川 優治（千葉大学・普遍教育センター・准教授）  
濱中 義隆（国立教育政策研究所・高等教育研究部・総括研究官）

日下田 岳史（大正大学・TSRマネジメント推進機構・助教）  
藤森 宏明（北海道教育大学・教職大学院・准教授）  
朴澤 泰男（一橋大学・大学教育研究開発センター・講師）  
松村 智史（東京大学教育学研究科・元院生）  
谷田川 ルミ（芝浦工業大学・工学部・准教授）  
吉田 香奈（広島大学・教養教育本部・准教授）  
米澤 彰純（名古屋大学・国際開発研究科・准教授）  
渡邊 あや（国立教育政策研究所・高等教育研究部・総括研究官）

# 第1章 専門学校における奨学金による学費充足者の特性

岩田弘三（武藏野大学）

## 1. はじめに

文部科学省『平成25年度 学校基本調査』をもとにすれば、全日制もしくは定時制の高等学校現役卒業者（中等教育学校後期課程を含む）の、専修学校専門課程（専門学校）進学率は、17.0%に達する。これに対し、4年制大学進学率は47.7%にのぼる。しかし、それ以外の進路についてみれば、短期大学への進学率は5.4%、就職率は16.9%にすぎない。こうしてみると、いまや専門学校への進学は、高卒後の2番目に大きい進路先になっていることは明らかである。

にもかかわらず、植上一希が指摘するように、いくつかの理由によって、専門学校進学は、「標準的キャリア形成」とはみなされてこなかった。そして、こういったことなどが原因となり、「専門学校研究」はこれまで「ほとんどなされてこなかった」<sup>1</sup>。その経済状況など、専門学校の学生に対する経済的支援を促進するための基礎データについては、ましてである。それは、かりに専門学校進学が「標準外のキャリア形成」だとしても、高卒後の2番目に大きい進路先になっているという現状を踏まえれば、なおざりにされてよい問題ではないにもかかわらず、である。

そこでわれわれは、平成25年度文部科学省先導的大学改革推進委託事業「専修学校における生徒・学生支援等に対する基礎調査」の一貫として、2013年12月中旬～2014年1月下旬に、専門学校学生を対象にしたアンケート調査を実施した<sup>2</sup>。

そのデータを用い、本章では、専門学校学生の学生生活、とくに経済的側面における問題に関して明らかにすることを目的とする。この問題について、今回とくに焦点を当てて分析するのは、日本学生支援機構（JASSO）奨学金を、主に「授業料など学校への納付金」（以下、単に「学費」と呼ぶ）に充当している専門学校学生の特性についてである。

ここで、第1に、奨学金で学費を充足している学生をターゲットにする理由は、以下のとおりである。このような状況下にある学生は、奨学金を受給しなかった場合には、高等教育進学を断念せざるを得なかつた可能性が高い学生だとみなせる。その意味で、もっとも経済的支援を必要としている学生だ、と考えられるからである。

第2に、奨学金のなかでも、JASSO 奨学金の受給者に焦点を当てるのは、つぎのような理由による。今回の調査をもとにすれば、専門学校学生のうち JASSO 奨学金受給

者は、表 1-1 に示すように、無回答者を除いた数字を母数とすれば、40.2%に達する<sup>3</sup>。これに対し、JASSO 以外の奨学金受給者は、給付形式・貸与形式のものの両方をあわせても、3.0%にすぎない。このように、JASSO 奨学金の受給者は、それ以外の奨学金受給者の規模をはるかに凌駕している。つまり、経済的に恵まれない状況におかれた専門学校学生にとって、JASSO 奨学金は一般的な広がりをもつといえるほど、重要かつ最大の経済的支援策になっているからである<sup>4</sup>。

第 3 に、JASSO 奨学金の使い道についてみれば、後に詳述するように、それを主に学費に充当している学生は、大学でも約半数にのぼる。しかし、専門学校では、7割を超える。つまり、学費充足のために、JASSO 奨学金の貸与を受けている学生は、大学・専門学校を問わず、きわめて多数に達する。のみならず、大学と比べてもより顕著な、専門学校の一大特徴となっていることは明らかだからである。

## 2. JASSO 奨学金の主な使い道

まず、日本学生支援機構の奨学金収入の主な使い道の状況を、データで確認しておこう。この点について、今回の調査では、表 1-1 に示した 7 つの選択肢で質問している。そのうち、学費つまり「授業料など学校への納付金」と答えた学生は、7割を超える。つまり、圧倒的多数の専門学校学生が、JASSO 奨学金を、学費に充当していることが分かる。

これを、全国大学生活協同組合連合会『CAMPUS LIFE DATA 学生の消費生活に関する実態調査』の 2013 年のデータをもとに、大学生の状況と比較してみよう。この調査をもとにすれば、奨学金の使途として「大学納付金」と答えた学生は、49.7%となっている<sup>5</sup>。なお、この調査は、JASSO 以外のものも含めた奨学金の受給者を母数としている。さらに、奨学金の使途についてはいくつでも選択可といった質問形式を採用している。それゆえ、厳密な数値にもとづく比較をすれば、その比率はさらに低くなる。これらの点を度外視しても、2つの数字を比べると、先述したとおり、学費充足のために、JASSO 奨学金の貸与を受けている学生は、大学と比べて専門学校の一大特徴となっていることは明らかである。

なお、以下では、とくに断らない場合を除き、奨学金という用語は、JASSO 奨学金を指すものとする。

ただし、奨学金を主に学費支出に充てていることは、必ずしも学費のほとんどを奨学金から充足していることを意味しない。ここで専門学校学生に話を戻せば、今回の調査では、学費（「授業料・実習費・施設設備費などの経費」）を、主にどこから出している

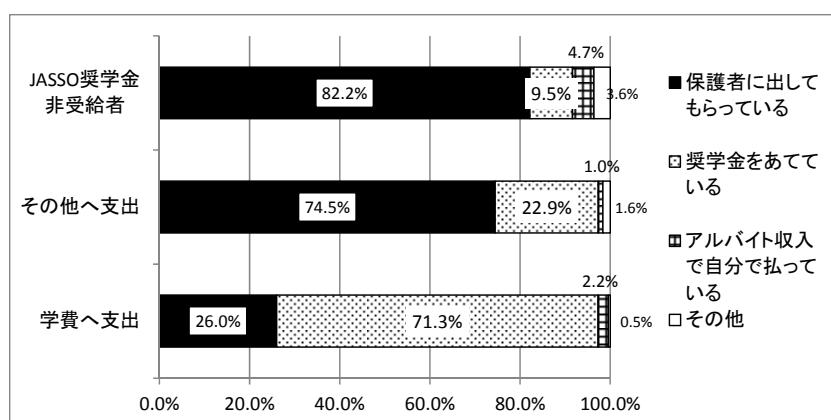
か、つまりそれらの調達方法を、(1)「保護者に出してもらっている」、(2)「奨学金をあてている」、(3)「アルバイト収入などをもとに、自分で払っている」、(4)「その他」、の4つの選択肢で聞いている。

それと、奨学金の主な使途をみると、図1-1から分かるように、奨学金での学費充足者でも約4分の1の学生は、学費の支払いは主に保護者からの援助に頼っている。一方、奨学金を学費以外の経費に充当している学生の約2割は、主に奨学金によつて学費を調達している。しかし、奨学金での学費充足者の約7割が、学費は主に奨学金から調達している。それに対し、奨学金を学費以外の経費に充当している学生の約4分の3の学生は、主に保護者が学費を負担している。つまり、奨学金の主な使途によって、学費調達源が大きく異なる点は明らかである。

表1-1 日本学生支援機構の奨学金の受給状況およびその主要な使途

JASSO 奨学金 受給者数	JASSO 奨学金 非受給者数	JASSO 奨学金 受給率	JASSO奨学金収入の主な使い道							小計
			授業料など 学校への 納付金	修学費	住居費	資格取得 のための 費用	娯楽費、 趣味に 関する費用	貯金	その他	
		40.2%	71.1%	7.9%	15.8%	0.3%	2.0%	1.6%	1.3%	100.0%
人数（人）	2448	3639								2399

$\chi^2 < 0.01$



$\chi^2 < 0.01$

図1-1 学費の主な調達方法

さらに、(JASSO) 奨学金非受給者についてみておけば、学費調達方法として「奨学金をあてている」学生が、約1割存在する。これは、JASSO以外の奨学金受給者と考えられる。この点を別にすれば、主に保護者が負担している学生は、8割を超える。しかし、その一方で、学費を「アルバイト収入などをもとに、自分で払っている」学生も、約5%存在する。そして、以上2つのタイプの学生は、奨学金受給者に比べていずれも、多数存在する。

しかも、学費（「授業料・実習費・施設設備費などの経費」）、のみならず生活費（「授業料や学校への納付金以外にかかる生活費」）の調達方法も組み合わせてみると<sup>6</sup>、奨学金非受給者の場合、その両方を主に保護者が負担している学生の比率は、60.9%に達する。しかし、学費もしくは生活費の一方については、主に「保護者に出してもらっている」ものの、もう一方は、「アルバイト収入などをもとに、自分で払っている」学生が、20.6%存在する（学費は主に保護者・生活費は主にアルバイトなどで負担している学生19.4%+学費は主にアルバイトなどで・生活費は保護者が出している学生1.2%）。さらに、学費・生活費とも「アルバイト収入などをもとに、自分で払っている」学生も、3.5%存在する。

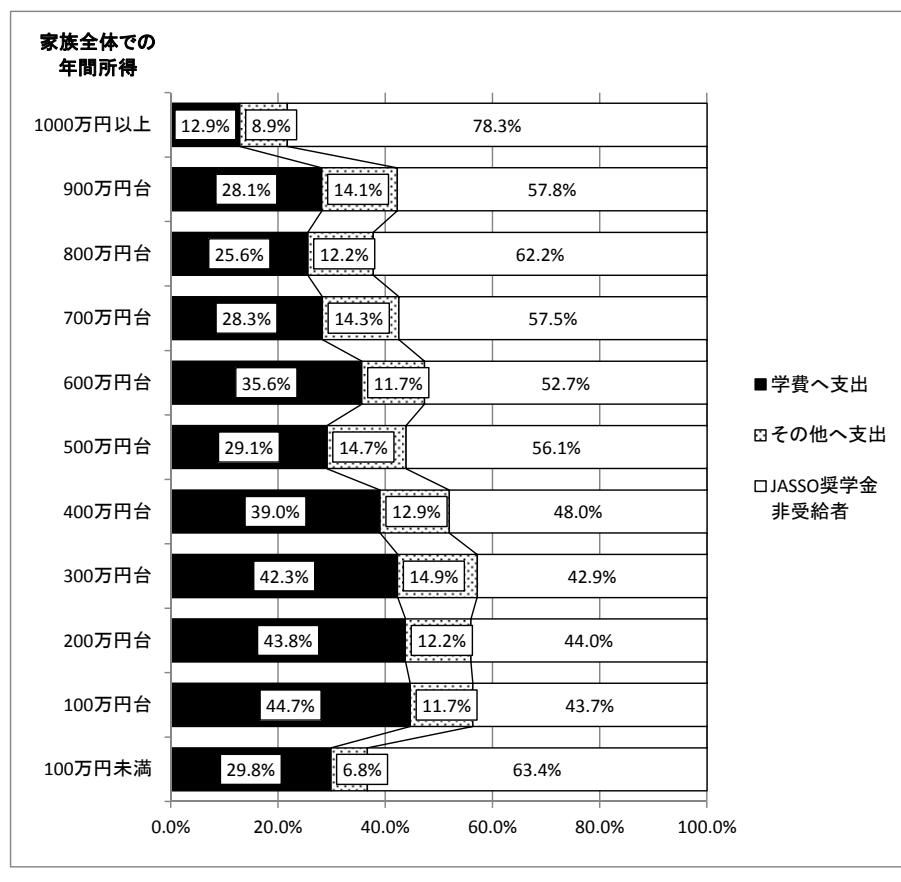
このように、奨学金非受給者は、保護者の力添えを十分に期待できる家計、別の言い方をすれば、奨学金を借りなくともやっていけるだけの家計出身者が主流をなす。しかし、その一方で、「ローン回避」つまり、借金を背負うことを望まないがために、経済的に相当な無理をしても、保護者が学費もしくは生活費を負担したり、学生本人がかなり無理をして、それらの経費を捻出していると予想される学生が、少数とはいえ、相対的に無視できない数、含まれていることは明らかである。いわゆる「無理をする家計」<sup>7</sup>、「無理をする学生」たちである。つまり、家族・本人の経済状態としては、対極に位置する学生が混在していることになる。だから、本来なら、それら対極にある学生を分離して分析する必要がある。しかし、今回の調査の限界で、それは困難である<sup>8</sup>。このような理由により、以下、図1-5以降の図表では、奨学金非受給者の集計も掲載しておくものの、あくまで参考資料に留める扱いにして、これに対する言及はとくに行なわないことにする。

### 3. 家族の家計状況と奨学金の使途・学費の主な支出者

それでは、いかなる家計出身者が、奨学金で学費を充足せざるをえない状況におかれているのだろうか。図1-2は、家族全体での年間所得別に、奨学金での学費充足者の比率をみたものである。

家族全体での年間所得が100万円未満の学生層<sup>9</sup>を例外とすれば、全体的傾向として、家計所得が低くなるほど、奨学金受給者、とくに奨学金での学費充足者は多くなる傾向がみられる。年間所得が100～300万円台の家計出身者で、奨学金受給率は55%を超え、奨学金での学費充足者に限っても4割を上回っている。ただし、700～900万円台の家計出身者でさえ、4分の1を超える学生が、奨学金で学費を充足している。のみならず、そのような学生は、1000万円以上の家計出身者でも、1割以上に達することは特筆に値する。

年間所得が100万円未満の学生層についていえば、奨学金非受給者の比率が高いので、図1-2では、奨学金での学費充足者が、他の所得階層に比べて少ないようみえる。しかし、奨学金受給者のみを母数として、奨学金での学費充足者と、それ以外の経費充当者との比率を指標とすれば、この所得階層を含めて、家計所得が低くなるほど、奨学金での学費充足者は多くなる傾向がみられる。



$\chi^2 < 0.01$

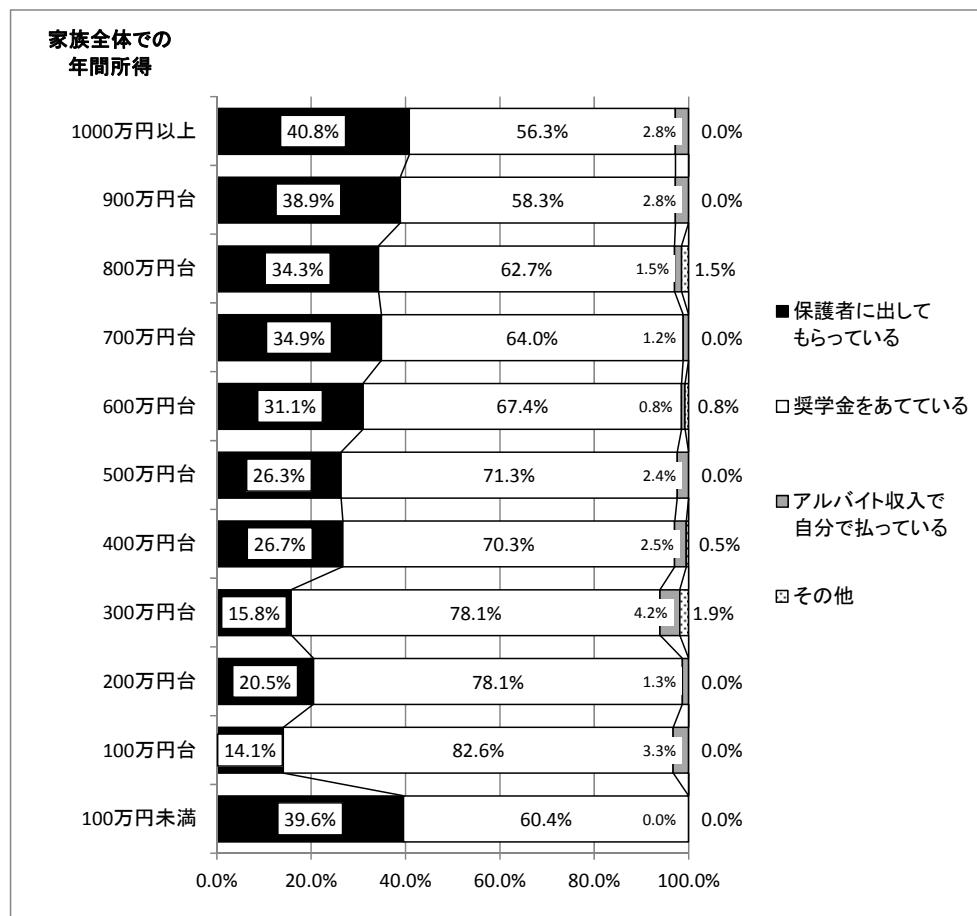
図1-2 家族の家計状況別にみた、奨学金の使途

図注) 家計収入階層は、50万円単位で四捨五入する形式での回答となっている。

それはさておき、先述したとおり、奨学金を主に学費支出に充てていることは、必ずしも学費の大半を奨学金から充足していることを意味しない。だから、奨学金のほとんどを学費支出に振り向けているとしても、それは学費の一部を補っているにすぎず、学費の大部分は保護者が負担している学生も存在する。そして、そのような学生は、家計所得が高いほど、多くなると予想される。

そこで、その点を確認するために、奨学金を主に学費に充てている学生だけを取り出して、家族の家計状況別に、学費の主な調達方法をみたものが、図 1-3 である。

家族全体での年間所得が 100 万円未満の学生層を例外とすれば、全体的傾向として、家計所得が高くなるほど、学費を「保護者に出してもらっている」学生の比率は高くなる。そして逆に、「奨学金をあてている」学生の比率は低くなる傾向がみられる。



$\chi^2 < 0.01$

図 1-3 奨学金での学費充足者についての  
家族の家計状況別にみた学費の主な調達方法

図注) 家計収入階層は、50 万円単位で四捨五入する形式での回答となっている。

しかし、年間所得 1000 万円以上の家計出身の奨学生での学費充足者でも、基本的に学費を保護者の援助に頼るのではなく、主として奨学生から充足している学生は、55%を超えている<sup>10</sup>。そして、奨学生での学費充足者に限らず、この所得階層に属する学生全体を母数にとっても、5.2%の学生が、主に奨学生によって学費を調達している。また、学費を「アルバイト収入などをもとに、自分で払っている」学生も、27.3%存在する。

今回の調査研究では、アンケート調査にとどまらず、インタビュー調査も実施した。そこでは、所得階層の高い家計出身者でも、様々な家庭の事情で、家族からの援助をほとんど期待できない学生に出会うことも、多々存在した。図 1-3 からも、出身家庭の家計状況と、本人がおかれている経済状態は、切り離して考えなければならない場合の存在することが示唆される。

さらに、たとえば年間所得 300 万円以下の家計でも、学費を主として保護者が負担している家庭が 15~20% 存在する。ことに目を引くのは、家計所得 100 万円未満の学生層には、学費を「保護者に出してもらっている」人が、年間所得が最も高い 900~1000 万円以上の学生層と、同程度存在することである。ここからも、子どもの進学のために、「無理をする家計」の問題が浮かび上がってくる<sup>11</sup>。

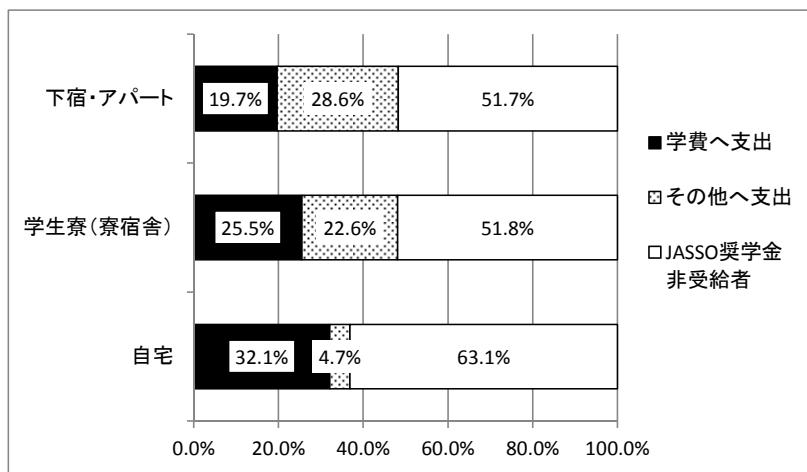
#### 4. 居住形態と奨学生の使途

つぎに、図 1-4 で居住形態との関係を確かめておこう。

まず、奨学生の非受給者は、非自宅生に比べて、自宅生で多いことが分かる。非自宅生のなかでは、下宿・アパート生と学生寮（寄宿舎）生のあいだに、差はみられない。

それでは、奨学生の使途別にみた場合には、どのような傾向がみられるのだろうか。ここでは、奨学生受給者を母数としてみていこう。

奨学生での学費充足者は、下宿・アパート生では、4割程度に留まっている。また、学生寮（寄宿舎）生では半数を超える程度である。これに対し、自宅生では9割近くを占め、圧倒的に多い。大学生では、奨学生を「授業料など学校への納付金」へ主に充当している学生の比率は、自宅生では 22.5%、寮生では 22.4%、下宿生では 13.3% となっている<sup>12</sup>。つまり、自宅生については、寮生がほぼ同じ比率になっている点は異なるものの、下宿生より高いことに関しては、専門学校学生と大学生とで共通している。



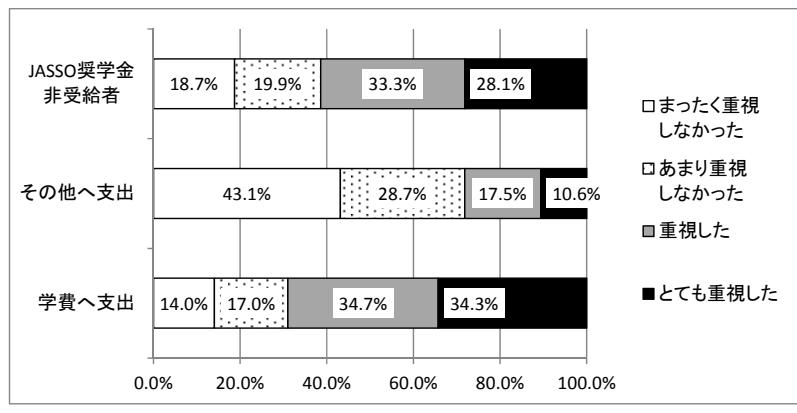
$\chi^2 < 0.01$

図 1-4 居住形態別にみた、奨学金の使途

専門学校学生の場合についてみれば、下宿・アパート生では自宅生に比べ、「住居費（アパート代・下宿代・寮費）・光熱費」 + 「食費（家族と一緒に食べている場合の食費は除く）」支出だけで、平均して 5.7 万円多い経費が必要になっている。学生寮（寄宿舎）生でも 4.3 万円多い経費が必要となっている。こうしてみると、奨学金での学費充足者の多くは、経済的理由から、非自宅通学を断念せざるをえなかった学生である点が浮かび上がってくる<sup>13</sup>。

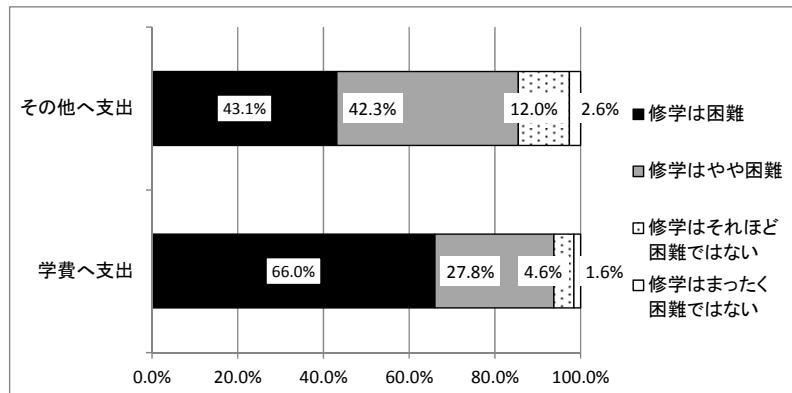
自宅生で、奨学金非受給者が多いのも、同様の理由によると推測される。つまり、経済的に恵まれない家庭出身者のなかにも、「卒業後の返還が不安だから、なるべく貸与（返還が必要）奨学金は借りたくない」といった「ローン回避」などの理由から、奨学金受給を避ける学生が存在する。そのような学生の場合は、学費・生活費の主な調達方法は、保護者からの援助、もしくは「アルバイト収入などをもとに、自分で払う」といった手段に基本的には限られることになる。そして、そういった家庭・個人を単位とした自前で準備できる資金の範囲内の支出に納まるような進路を、現実的には選ばざるをえない、といった制約を受けることになる。そのため、より経費のかかる非自宅通学を諦めざるをえない可能性が高いからである。

このことは、図 1-5・図 1-6 から裏づけられる。まず、図 1-5 から明らかのように、現在の学校への進学を決めるときに、自宅から通学できることを重視した専門学校学生の割合は、奨学金を学費以外の経費に充当している学生では、3 割を切っているのに対し、奨学金での学費充足者ではほぼ 7 割に達し、圧倒的に多いからである。



$\chi^2 < 0.01$

図1-5 奨学金の使途別にみた、進学を決める際の自宅から通学できることの重視度



$\chi^2 < 0.01$

図1-6 奨学金の使途別にみた、奨学金を受給しなかった場合の修学困難度

さらに、図1-6に示したように、奨学金での学費充足者については、奨学金の受給なしには、「修学は困難」と答えた学生が3分の2、それに「やや困難」と答えた学生を加えると95%近くにも達するからである。つまり、奨学金での学費充足者の多くは、奨学金を中心とする収入で、修学に必要な学費などの最低限度の経費を賄うだけで精一杯で、自宅を離れた場合にかかる経費を捻出する余裕のない学生たちである可能性の高いことが示唆される。

## 5. 奨学金での学費充足者の学生生活費収入・支出の構成

それでは、奨学金での学費充足者の1ヶ月あたりの学生生活費の収支状況には、いかなる特徴がみられるのであろうか。

まず、図1-7は、その収入状況をみたものである。なお、棒グラフの右端には、「家

族からの援助＋アルバイト＋JASSO 奨学金」の合計金額を表示しておいた。

図 1-7 をみると、奨学金での学費充足者は、それ以外の経費充当者に比べ、「家庭からの援助」は月当たり 0.9 万円少なく、「アルバイト収入」は 1 万円、「JASSO 奨学金受給額」は 1.5 万円大きい。そして、それらの合計金額、つまり収入総額規模も大きくなっている。しかし、次の点に注意が必要である。図 1-7 に示した「家庭からの援助」は、あくまで月々の学生生活費支出に対する日常的な援助額であり、学費への援助は含まれていない。先に図 1-1 でみてきたように、奨学金を学費以外の経費に充当している学生の大多数は、学費の支払いは主に保護者の援助によっていた。これに対し、奨学金での学費充足者の大部分は、主に奨学金で学費を充当していた。こうしてみると、後者は前者以上に、月々の奨学金収入を、学費のために備蓄せざるをえない状況にあるといえる。だとすれば、その備蓄学を除いた 1 ヶ月の可処分収入は、かなり低いことになるはずである。

そこで、学費備蓄分の影響を除いて、学生生活費の規模を確認するためにも、図 1-8 で、1 ヶ月あたりの支出状況を確かめておこう。なお、今回調査した支出細目は、以下の 5 項目である。①「修学費（学校への納付金を除く勉学関係の費用）」、②「住居費（アパート代・下宿代・寮費）・光熱費」、③「食費（家族で一緒に食べている場合の食費は除く）」、④「娯楽費、趣味に関する費用（携帯電話料金を含む）」、⑤「貯金への繰り入れ（1 カ月に入金する貯金額）」。図 1-8 に関しても、これら 5 支出細目の合計金額を、棒グラフの右端に表示しておいた。

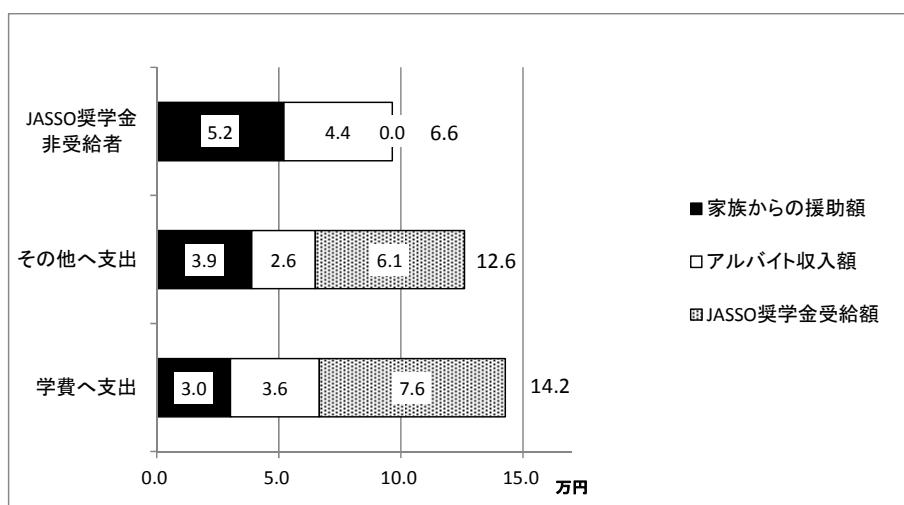


図 1-7 奨学金の使途別にみた、1 ヶ月あたりの収入状況

図注) 棒グラフの右端の数字は、合計収入額。

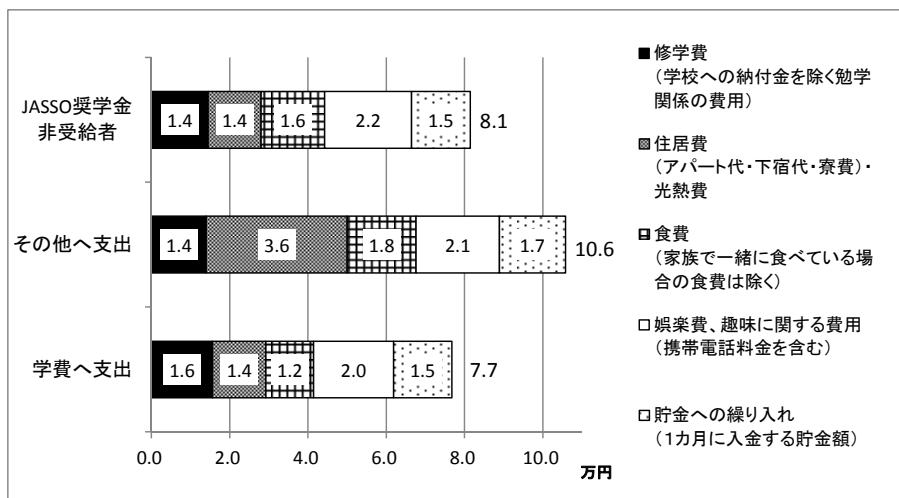


図 1-8 奨学生の使途別にみた、1ヶ月あたりの支出状況

図注) 棒グラフの右端の数字は、合計支出額。

図 1-8 からは、奨学生での学費充足者は、それ以外の経費充当者に比べて、「住居費・光熱費」、「食費」への支出が少ないことが目立つ。しかし、これは先に図 1-4 で明らかにしたように、奨学生での学費充足者には、それら経費への支出をそれほど必要としない自宅通学生が多いことによる。

そこで、居住形態の影響を除去するために、居住形態別・奨学生の主な使途別の支出状況を集計してみた。そうすると、図表は割愛するものの、非自宅通学生である、下宿・アパート生、学生寮（寄宿舎）生とも、奨学生での学費充足者は、それ以外の経費充当者に比べて、「住居費・光熱費」 + 「食費」への支出は、4～5千円ほど低かった。のみならず、これ以外の支出についても、基本的には差がないか、やや少ない傾向がみられた。そして、どの支出細目に関しても、奨学生での学費充足者の方が支出を控えている傾向は、自宅生についても同様にみられる傾向であった。

つまり、奨学生での学費充足者は、それ以外の経費充当者に比べて、「授業料や学校への納付金以外にかかる生活費」を、幾分切り詰め気味な生活を送っていることは明らかである。

ところで、「貯金への繰り入れ（1ヶ月に入金する貯金額）」は、奨学生での学費充足者でも、月 1.5 万円にすぎない。これに対し、今回の調査結果をもとにすれば、1年間の学校への納付金の総額（入学金〔1年生のみ〕+授業料+実習費+施設設備費など）の平均値は 122.2 万円、そのうちの授業料だけに限っても、78.0 万円になる<sup>14</sup>。それらを 12 で割って月額に直せば、それぞれ 10.2 万円、6.5 万円に相当する。つまり、「貯金への繰り入れ」の蓄積だけでは、授業料すら捻出できないことになる。

ここで、図1-7の収入総額と図1-8の支出総額の差を計算すれば、奨学金を学費以外の経費に充当している学生では、その差額は月々2.0万円となる。それに「貯金への繰り入れ」額を加えても、3.7万円となるにすぎない。これに対し、奨学金での学費充足者では、收支差額は6.2万円に達する。さらにその差額分に、「貯金への繰り入れ」額を加えると、8.0万円になる。この金額は、授業料の月額換算額より、多少高い程度に落ち着く。のみならず、奨学金収入額とほぼ同額になる。

同様の結果は、学費の主な調達方法別にみた集計からも確認できる。学費を主に「保護者に出してもらっている」学生の「收支差額+『貯金への繰り入れ』」額は、2.0万円（收支差額0.5+貯金1.5万円）にすぎない。これに対し、「奨学金をあてている」学生的それは、6.4万円（收支差額4.9+貯金1.5万円）に達する。そして、こちらの金額は、月割り授業料額にほぼ一致するからである。

こうしてみると、奨学金での学費充足者は、授業料を奨学金支給時に分割払いしているか、学費備蓄分として積み立てている奨学金を、「貯金への繰り入れ」に計上しなかった可能性が高い。

## 6. 奨学金での学費充足者のアルバイト状況と生活時間

先に図1-7でみてきたように、奨学金での学費充足者は、それ以外の経費充当者に比べ、月当たりの「アルバイト収入」額は平均して、1万円ほど多かった。この「アルバイト収入」額は、アルバイト非従事者を含めた実額平均値である。だから、奨学金での学費充足者の「アルバイト収入」額の多さについては、以下の3つの要因による影響が考えられる。

第1が、アルバイト従事率である。「アルバイト収入」額が0円となる、アルバイト非従事者の数が少なければ、学生全体のその平均値、つまり実額平均は当然、押し上げられることになるからである。

第2が、アルバイト時間の長さである。

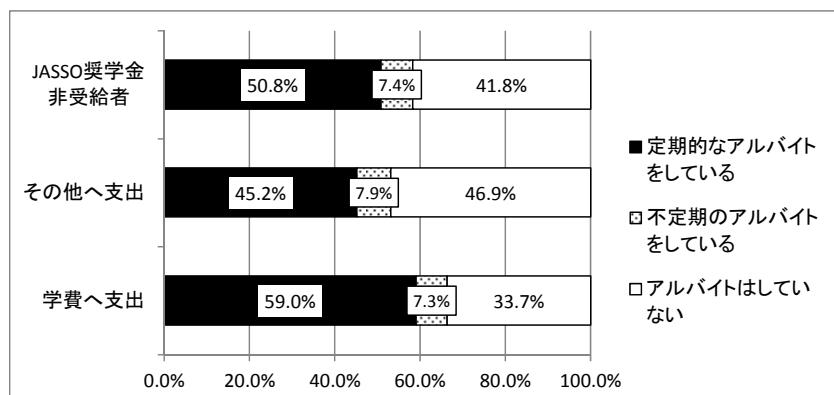
第3が、アルバイト時給である。大学生のデータをもとにすれば、同一のアルバイト職種に従事している場合でも、自宅外生に比べて自宅生は、高時給のアルバイトを確保していることが明らかになっている<sup>15</sup>。そして、図1-4でみてきたように、奨学金での学費充足者には、自宅生が多かったからである。

今回の調査では、アルバイト職種に関する質問が含まれていないことなどから、第3の要因については、正確には確かめようがない。そこで、第1、第2の要因について検討していくことにする。

まず図1-9で、アルバイト従事率から確認しておこう。奨学金での学費充足者は、それ以外の経費充当者に比べ、(1)授業期間中、(2)授業のない長期休暇期間、のいずれの期間についても、アルバイト従事率、とくに定期的アルバイト従事率が高い。

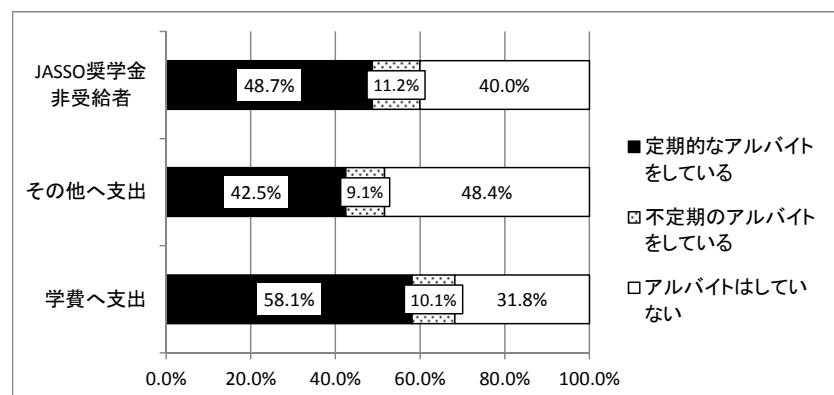
一方、図表は割愛するものの、有額平均でみた、つまりアルバイト従事者に限ったアルバイト労働時間には、奨学金の使途別に有意な差は検出されなかつた。また、今回の調査では、通常授業期間中の1週間当たりの生活時間として、定期的アルバイト従事時間のみならず、「学校の授業への出席」、「学校の授業に対する準備」、「学校の授業以外の勉強」といった学習面に関する時間を調査している。これについても、その平均値に有意差は観察されなかつた。

(1) 授業期間中



$\chi^2 < 0.01$

(2) 授業のない長期休暇期間中



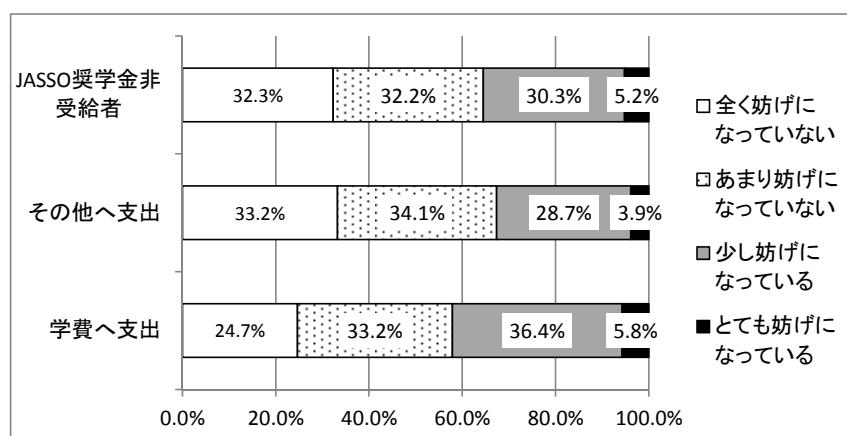
$\chi^2 < 0.01$

図1-9 奨学金の使途別にみた、アルバイト従事率

このように、奨学金の使途別にみた場合、通常授業期間中の定期的アルバイト従事時間のみならず学習時間に、有意差は検出されなかった。にもかかわらず、アルバイトがどの程度、勉学の妨げになっているか、といったアルバイト負担感については、図1-10から分かるように、奨学金での学費充足者の方が、それ以外の経費充当者に比べ、アルバイトの負担感が、1%の有意水準で明らかに強い。しかも、その点と関連して、奨学金の受給額を今以上に増加して欲しいと思っている学生の比率は、奨学金を学費以外の経費に充当している学生では14.2%であるのに対し、奨学金での学費充足者では18.2%と、5%の有意水準で高い傾向がみられる<sup>16</sup>。

このような結果が出る原因としては、一つの可能性として、つぎのようなことが想定される。つまり、奨学金での学費充足者と、それ以外の経費充当者とのあいだに、アルバイト時間の平均値に有意な差がないとしても、前者は後者に比べて、労働時間のきわめて長い学生と、比較的短い学生に二極分化しており、アルバイトを負担に感じる閾値（閾値）を超えるほどにまで、その労働時間の長い学生が多い、という可能性である。しかし、両者の学生のあいだには、標準偏差についても、有意な差は認められなかった。

だとすると、以上の結果は、労働時間の長さ以外にも、学生がアルバイトに負担感を抱く何らかの要因が存在することを示唆している可能性がある。もしそうなら、図1-10の結果は、学生アルバイトの問題を考える上で、重要な問題を提起していることになる。あるいは、奨学金での学費充足者の方が、それ以外の経費充当者に比べ、勉学志向が強く、アルバイト時間は同じで、同程度の学習時間を確保していても、学習により多くの時間を費やしたいと思っている可能性も存在する。しかし、これらの点については、今回の調査の限界で、明らかにできなかった。今後の大きな課題になると考えられる。



$$\chi^2 < 0.01$$

図1-10 奨学金の使途別にみた、アルバイトの負担感

## 7. 奨学金受給の生活時間に及ぼす効果

ところで、奨学金の使途別の分析では、奨学金がアルバイト時間や学習時間に及ぼす効果については明らかにできない。なぜなら、そこには、奨学金を受給していない学生が、分析サンプルに含まれていないからである。そこで、この点を検討するために、学費の主な調達方法別に生活時間を見たものが、図 1-11 である。なお、この図では、アルバイト時間だけは、アルバイト非従事者を除いた有額平均値を示している。また、不定期のアルバイト従事時間までは調査していないので、定期的なアルバイトに限った労働時間となっている。

ここでは、奨学金がアルバイト時間・学習時間に及ぼす効果について検討するために、学費を「奨学金」で充足している学生と、「アルバイトなどで自分で」捻出している学生の、通常授業期間中の生活時間の比較を行なうことにする。まず、有額平均でみた場合のアルバイト時間に関しては、後者の方が前者に比べて、4.7 時間短い<sup>17</sup>。そして、上記の 3 つの学習時間の合計を、総学習時間数と呼ぶことにすれば、それは、主として「奨学金」での学費充当者 36.9 時間、「アルバイトなどで自分で」の学費充当者 34.9 時間となり、前者の方が 2 時間長い。この結果、図 1-12 に示したように、アルバイトの負担感は、学費を「奨学金」で充足している学生より、「アルバイトなどで自分で」捻出している学生の方が、明らかに強い。

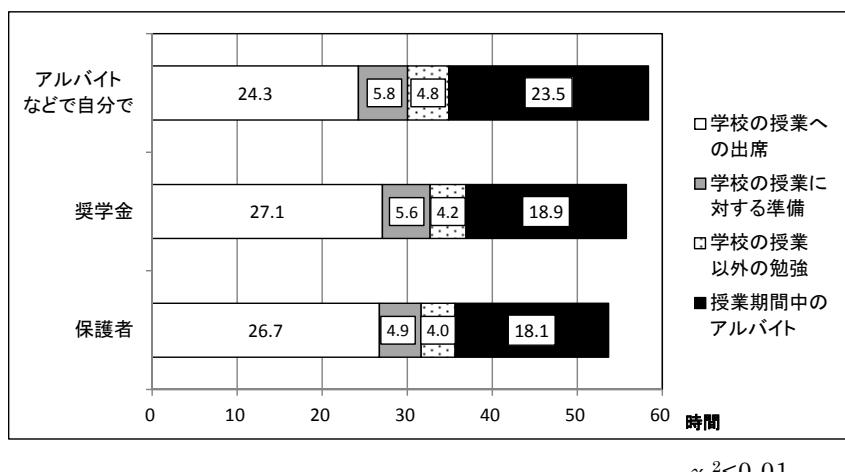
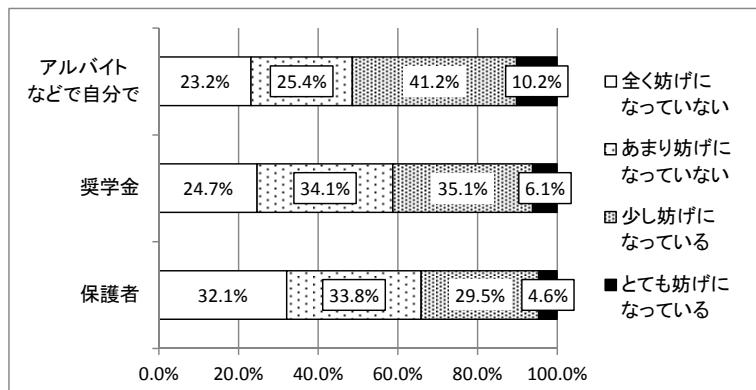


図 1-11 学費の主な調達方法別にみた、通常授業期間中の 1 週間あたりの生活時間

図注) アルバイト時間については、不定期のアルバイト従事者のみならず、アルバイト非従事者を除いた有額平均値。



$\chi^2 < 0.01$

図 1-12 学費の主な調達方法別にみた、アルバイトの負担感

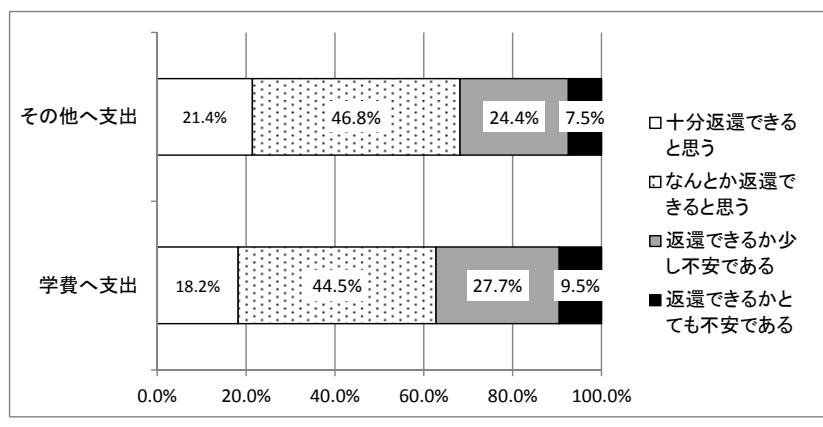
つまり、アルバイトをしなくて済む分、その剩余時間の一部を学習に振り向けているとみなせる。だとすれば、奨学金受給がアルバイト時間を軽減し、学習時間を増加させるといった効果をもつことは明らかである。

## 8. 奨学金の使途別にみた奨学金返還に対する不安

それでは、奨学金の使途別にみた場合に、卒業後の奨学金の返還見通しについての不安に、差は観察されるのだろうか。図 1-13 で確認しておこう。奨学金での学費充足者は、それ以外の経費充当者に比べ、返還不安が強い。そこには、5 % 基準は満たさないものの、6 % での有意差がみられる。

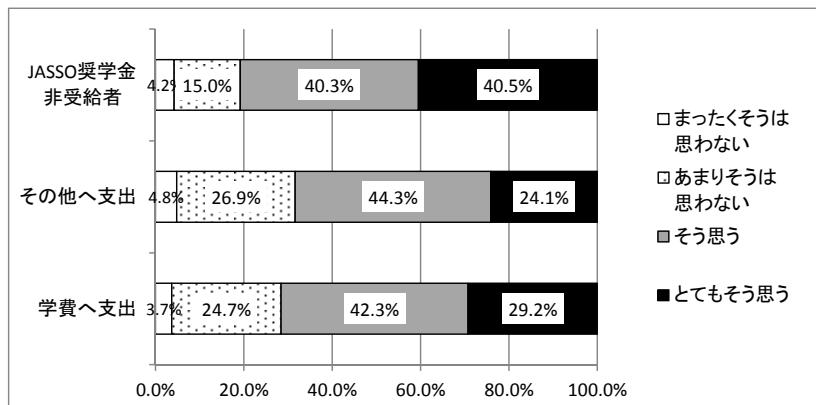
さらに、図 1-14 に示したように、「卒業後の返還が不安だから、なるべく貸与（返還が必要）奨学金は借りたくない」と考える傾向は、奨学金での学費充足者の方が、それ以外の経費充当者に比べて、1 % の有意水準で強い<sup>18</sup>。つまり、返還への不安があるので本当は貸与奨学金は借りたくないのだけれども、進学のために背に腹は変えられないがゆえに、奨学金を受給している学生が、奨学金での学費充足者に多いことになる。

しかも、先に指摘したように、奨学金での学費充足者の方が、それ以外の経費充当者に比べて、奨学金を増額して欲しいという要望は強かった。この点を勘案すれば、経済的に恵まれない学生に対して、業料減免制度の拡充、または給付奨学金や所得連動型返還方式の導入などによって、現在の貸与奨学金受給額の一部でも支援する方策が必要とされていることが示唆される。



$\chi^2 < 0.06$

図 1-13 奨学金の使途別にみた、奨学金の返還見通し



$\chi^2 < 0.01$

図 1-14 奨学金の使途別にみた、返還不安をもとにした  
貸与奨学金に対する受給抵抗感

## 9. 本章のまとめ

最後に、本章のまとめを行なっておこう。

日本学生支援機構（JASSO）奨学金受給者のうち、それを、主に学費（「授業料など学校への納付金」）に充當している学生は、大学でもほぼ半数に達し、決して少なくない。しかし、専門学校の場合は、その割合は7割を超える。さらに、大学生に関してはデータが存在しないので、それとの比較まではできないものの、学費の調達方法をみたときに、それを主に奨学金に頼っている学生の割合は7割を超える。このように、奨学金で学費を調達するという傾向は、大学と比べた場合でも、専門学校学生に顕著な特徴となっている。

そこで、本章では、JASSO 奨学金（以下、単に奨学金と呼ぶ）を、主に学費に充当している学生の特性を、それを主に学費以外の経費に充当している学生との、比較をおして明らかにした。

以下、専門学校学生に対する経済的支援の観点を中心にして、本章で得られた知見を示しておこう。

第1に、家族全体での年間所得が100万円未満の学生層を例外とすれば、全体的傾向として、家計所得が低くなるほど、奨学金受給者、とくに奨学金での学費充足者は多くなる傾向がみられる。年間所得が100～300万円台の家計出身者では、奨学金受給率は55%を超え、奨学金での学費充足者については4割を上回っている。ただし、700～900万円台の家計出身者でさえ、4分の1を超える学生が、奨学金で学費を充足している。のみならず、そのような学生は、1000万円以上の家計出身者でも、1割以上に達することは、特筆に値する。

さらに、学費の調達方法でみた場合でも、学費を基本的には保護者の援助に頼ることなく、主として奨学金によって工面している学生は、家計所得が800万円台以上という、経済的にかなり恵まれた家庭出身の学生でも、学費を主に「アルバイト収入などをもとに、自分で払っている」学生は20～30%ほど、「奨学金をあてている」学生も5～10%程度存在した<sup>19</sup>。

インタビュー調査をもとにしたケースの例なども取り入れて、以上の結果をみると、所得階層の高い家庭出身者でも、様々な家庭の事情で、家族からの援助をほとんど期待できない学生が、無視できないほど存在しているものと推測される。つまり、とくに専門学校学生への経済的支援を考える場合には、出身家庭の家計状態と、本人がおかれている経済状態は、切り離して考えなければならない場合の存在することが示唆される。

第2に、奨学金での学費充当者には、経済的理由から、不本意ながらも自宅通学を余儀なくされている学生が、多数存在する可能性が高い。これは、進学地域の範囲という観点も取り込んだ教育機会保障の視点からは、重要な問題になるとと考えられる。

第3に、学費の調達方法でみた場合には、それを「アルバイトなどで自分で」捻出している学生に比べて、奨学金で充足している学生の方が、アルバイト時間は短く、総学習時間数（「学校の授業への出席」+「学校の授業に対する準備」+「学校の授業以外の勉強」時間）については、明らかに長く確保していた。つまり、アルバイトをしなくて済む分、その剩余時間の一部を学習に振り向けているとみなせる。だとすれば、奨学金受給者がアルバイト時間を低減し、学習時間を増加させるといった効果をもつことは明らかである。

第4に、ただし、奨学生受給者に限れば、授業期間中、および授業のない長期休暇期間の、いずれの期間についても、アルバイト従事率、とくに定期的アルバイト従事率が高い傾向はみられるものの、授業期間中の定期的アルバイトについては、その労働時間に、奨学生の使途別の差異は認められなかった。

にもかかわらず、アルバイト負担感についてみれば、奨学生での学費充足者の方が、それ以外の経費充当者に比べて、アルバイトが勉学の妨げになっていると思う傾向が強かった。この結果は、アルバイト時間以外にも、学生がアルバイトに負担感を抱く何らかの要因が存在することを示唆している。あるいは、奨学生での学費充足者の方が、それ以外の経費充当者に比べ、勉学志向が強く、アルバイト時間は同じで、同程度の学習時間を確保していても、学習により多くの時間を費やしたいと思っている可能性も存在する。

第5に、卒業後の奨学生の返還見通しについてみた場合には、奨学生での学費充足者の方が、それ以外の経費充当者に比べ、返還不安が強い。さらに、「卒業後の返還が不安だから、なるべく貸与（返還が必要）奨学生は借りたくない」と考えている傾向も強かった。つまり、返還への不安があるので本当は貸与奨学生は借りたくないのだけれども、進学のために背に腹は変えられないがゆえに、奨学生を受給している学生が、奨学生での学費充足者に多いことになる。

第6に、奨学生の問題からは離れるものの、たとえば年間所得300万円以下といった、経済状態が厳しい家計でも、学費を主として保護者が負担している家庭が20%前後存在する。子どもの進学のために、「無理をする家計」の問題が浮かび上がってくる。

以上を総合すると、つぎのような専門学校学生の存在が浮かび上がってくる。奨学生に対する返還への不安から、できれば貸与奨学生には頼りたくないと思いながらも、学費を払うために余儀なく、その世話にならざるをえないのみならず、自宅を離れての通学さえ断念している、専門学校学生たちである。専門学校進学者の場合、貸与奨学生による支払いに頼る学費負担が、重荷になっている学生が、大学生に比べてとくに多い可能性が高い。だとすれば、その重荷を少しでも軽減するために、授業料減免制度の拡充、または給付奨学生や所得連動型返還方式の導入など、返還不安をともなわない経済的支援によって、現在の貸与奨学生受給額の一部でも援助する方策の必要とされていることが示唆される。

---

## <注>

- 1 植上一希『専門学校の教育とキャリア形成—進学・学び・卒業後』大月書店、2011年、序章。
- 2 この調査の概要についての詳細は、以下を参照。
  - ①『平成25年度生涯学習施策に関する調査研究「専修学校における生徒・学生支援等に対する基礎調査」調査研究報告書』、東京大学政策ビジョン研究センターホームページ：[http://pari.u-tokyo.ac.jp/unit/fsu\\_h25.pdf](http://pari.u-tokyo.ac.jp/unit/fsu_h25.pdf)、2014年。
- 3 2009年11月に日本学生支援機構によって実施された『学生生活に関する基礎調査結果【専修学校（専門課程）】』では、専門学校学生におけるJASSO奨学金受給者は、46.9%となっている。今回の調査では、JASSO奨学金受給者率は、これより低くなっている。
- 4 この状況は、4年制大学についても当てはまる。以下の①に示す、全国大学生活協同組合連合会の調査をもとにすれば、JASSO奨学金を受給している学生の比率は32.3%である。これに対し、JASSO以外の奨学金受給者は、5.0%にすぎないからである。

同様に、日本学生支援機構が実施している『学生生活調査』をもとに、2004年度の4年制大学昼間部についてみれば、JASSO奨学金を受給している学生の比率は37.7%である。これに対し、JASSO以外の奨学金受給者は、7.4%にすぎない。なお、これら学生のうち、3.6%の学生は、両方の奨学金を受給している。以上の数字については、以下の②に示した論文参照。

  - ①全国大学生活協同組合連合会『CAMPUS LIFE DATA 2013』（第49回 学生の消費生活に関する実態調査報告書）、2014年、P.35。
  - ②岩田弘三「大学教育費負担において『無理をする家計』の問題」、小林雅之<編>『奨学金の社会・経済的效果に関する実証研究』（大総センターものぐらふNo.9）、東京大学・大学総合研究センター、2008年、P.72の表3。
- 5 前掲、全国大学生活協同組合連合会、2014年、P.35。
- 6 生活費負担は、学費負担と同程度か、とくに非自宅生の場合、それ以上に重い負荷となっていることは、明記しておく必要がある。注3に示した、2009年の『学生生活に関する基礎調査結果【専修学校（専門課程）】』をもとすれば、専門学校学生の学生生活費の平均支出額は、学費は777,900円となっている（授業料539,100円+その他の学校納付金238,800円）。一方、それ以外にかかる学生生活費は873,100円、となっているからである（修学費103,900円+課外活動費15,100円+通学費28,400円+食費194,300円+住居・光熱費279,800円+保健衛生費34,000円+娯楽好費114,700円+その他の日常費103,100円）。
- 7 「無理をする家計」については、以下の文献参照。
  - ①小林雅之「教育費の家計負担は限界か——無理をする家計と大学進学」、『季刊 家計経済研究』No.67、家計経済研究所、2005年7月。
  - ②前掲、岩田弘三、2008年。
- 8 一つの便法として、奨学金非受給者を、学費の主な調達方法をもとに、「保護者に出してもらっている」学生群と、「アルバイト収入などをもとに、自分で払っている」学生群に、分割した集計結果を提示する方法も考えられる。しかし、図1-1に示したように、奨学金を主に学費支出に充てていることと、学費のほとんどを奨学金から充足していることとは一致しない。それゆえ、奨学金での学費充足者についても、学費の主な調達方法で分割する必要が出てくる。集計の煩雑さを避けるため、今回はそこまで踏み込まなかった。今後の課題としたい。
- 9 図注に示した理由により、正確にいえば実際は50万円未満。図1-3についても同様。
- 10 ただし、今回の調査で質問しているのは、あくまで学費の『主な』調達方法にすぎない。よって、学費支払いに対して、保護者が負担している分と、奨学金で負担している分の比率までは不明である。だから、家計所得が高い学生ほど、学費の大半を奨学金から充足している場合でも、その残りの分については、保護者からの援助の度合い、つまり援助額が大きい可能性も存在する。しかし、この点については、今回の調査の限界となる。
- 11 図1-3は、奨学金を主に学費に充てている学生だけを、取り出して作成した図である。これとは別に、今回の調査サンプル全体を母数にした集計も行なった。図は割愛するものの、そこでは、つぎのような傾向がみられた。(1)所得階層が高くなるほど、学費を「保護者に出してもらっている」学生の比率は高くなる。(2)「奨学金をあてている」学生の比率には、逆に減少傾向がみられる。JASSO奨学金に関しては、家計所得が受給条件の一つとなっていることなどの影響と考えられる。(3)「アルバイト収入などをもとに、自分で払っている」学生は、所得階層が高くなるほど、幾分減少する傾向がみられる。しかし、この動向は、それほど顕著な傾向ではなく、20~30%のあいだでジクザグしている。(4)「その他」の手段で学費を負担している学生は、100万円未満の所得階層では、8.9%存在する。これ以外の所得階層では、

---

最大でも 3.6%を下回っている事実を考えると、突出しているといえる。

ただし、以下の点にも注意する必要がある。(5)年間所得が 100 万円未満の家計でも、保護者が主に学費を負担している家庭は、50%を多少超えるほどまで存在する。一方、(6)家計所得が 800 万円台以上という、経済的に最も恵まれた家庭出身の学生でも、学費を主に「アルバイト収入などをもとに、自分で払っている」学生は 20~30%ほど、「奨学金をあてている」学生も 5~10%程度存在する。以上 2 点は、「無理をする家計」、「無理をする学生」がかなり存在することのみならず、出身家庭の家計状況と、本人がおかれている経済状態は、切り離して考えなければならない場合の存在することの、より克明な証左になる。

<sup>12</sup> 前掲、全国大学生活協同組合連合会、2014 年、P.35。

<sup>13</sup> この数字から分かるように、専門学校学生の場合、学生寮（寄宿舎）生は、下宿・アパート生に比べて、「住居費」+「食費」の支出が、1.5 万円少ないにすぎない。これに対し、以下の①の報告書をもとに、大学生についてみれば、寮生は下宿生に比べて、それへの支出は 3.6 万円も軽減されている。大学と専門学校におけるこの相違は、専門学校の教職員へのインタビュー調査の結果などを参考にすれば、つぎの点に求められる。大学の場合は、住居費のみならず食費も比較的の安価に提供する学校固有の学生寮を所有している場合が多い。これに対し、専門学校では、学生寮をもっている場合でも、ほとんどが民間マンション・アパートの借り上げ形態をとっている。そのため、多少の援助は出るにしろ、「住居費」+「食費」は、下宿・アパート生より、やや低い程度に留まる。学生寮に対する、このような大学と専門学校における待遇差が、学生寮における奨学金での学費充足者の比率が、先に示したように、大学の場合は自宅生とほぼ等しくなるのに対し、専門学校の場合は、自宅生より高くなっている一因として機能している可能性もある。学生寮暮らしと下宿・アパート暮らしとのあいだで、それにかかる費用の差が小さいほど、保護者からの援助や、「アルバイトなどで自分で」調達した資金を、学費に廻すことが可能になり、奨学金に頼らざるをえない部分は縮小するからある。

①前掲、全国大学生活協同組合連合会、2014 年、P.36。

<sup>14</sup> 注 3 に示した、2009 年の『学生生活に関する基礎調査結果【専修学校（専門課程）】』では、専門学校学生の 1 年間の平均学費支出は 777,900 円（授業料 539,100 円+その他の学校納付金 238,800 円）、となっている。この数字と比較すると、今回の調査の授業料のみならず学費支出は、かなり高い。

<sup>15</sup> 岩田弘三「生活時間を付加したデータからみた学生アルバイトの居住形態別状況と奨学金の効果」、『武蔵野大学教養教育リサーチセンター紀要 The Basis』第 1 号、2011 年。

<sup>16</sup> ただし、奨学金の増額を要望する学生に限っていえば、増額希望金額に、奨学金での学費充足者と、それ以外の経費充当者とのあいだで、有意差は認められなかった。

<sup>17</sup> 学費を「アルバイトなどで自分で」工面している学生の、通常授業期間中の定期的アルバイト従事率は、71.5%となっている。一方、学費を「奨学金」で充当している学生では、その従事率は 55.8%にすぎない。このように、当然のことながら、前者の学生で、アルバイト従事率は高い。よって、先述した理由により、アルバイト非従事学生も含めた平均値、つまり実額平均でみた場合には、両者におけるアルバイト時間の差は、もっと拡大する。

<sup>18</sup> この質問以外に今回の調査では、奨学金に対する考え方について、以下の 2 点を質問している。  
(a)進学前の奨学金情報提供不足（「現在の学校に進学する前には、利用できる奨学金の情報提供が少なかった」）。(b)進学後の奨学金情報提供不足（「現在の学校に進学した後、奨学金についての情報提供が少なかった」）。これら奨学金情報提供不足の問題については、進学前・進学後の両方で、奨学金での学費充足者の方が、それ以外の経費充当者に比べて、有意差こそ認められないものの、情報の不足を訴える学生が多くいた。

<sup>19</sup> 本文ではなく、注 11 参照。



## 第2章 私立大学による高等教育機会の供給と学生納付金

浦田広朗（名城大学）

本章では、まず、4年制大学への進学率が上昇する中で、進学率の地域間格差が拡大し固定化していることを文部科学省「学校基本調査」から得られる都道府県別データによって示す。次に、地域間格差の要因を、各県の経済水準に加え、大学教育供給量に求めて検討を加える。これにより、各県の大学進学率との関係が深いのは、大学教育の中でも私立大学の供給量であることを明らかにする。各県の私立大学は、それぞれの県の大学教育機会の供給に大きな役割を果たしていると言えるが、私立大学の問題点は、田中（2009、2014）が繰り返し指摘しているように、学生納付金の高さにある。そこで、私立大学の学納金がどのような要因によって定まっているのかを検討し、学納金負担軽減の可能性を論じる。教育機会の地域間格差の是正のために私立大学と政府がなし得ることを検討するための素材を提供することが本章の目的である。

### 1. 大学進学率の都道府県間格差

文部科学省「学校基本調査」から算出した2012年度の都道府県別大学進学率（3年前中卒者基準）は、表2-1の通りである。大学進学率の最大値は東京の73.5%、最小値は青森の34.0%で、2倍以上の開きがある。最小値を記録する県は年度によって異なる。しかし、最大値を記録するのが東京であることは毎年度変わらない。東京は、一貫して図2-1の最大値の位置を占め、特に1990年代以降、最小値の県との差を広げてきた。

レンジ（最大値と最小値の差）だけでなく、四分位範囲（75%点と25%点の差）によってみても、大学進学率が停滞した1970年代後半から80年代には県間格差は拡大していないが、進学率が上昇に転じた1990年代以降は格差が拡大する傾向にある。この四分位範囲は2007年度に10ポイントを超え、2012年度は12.2ポイントである。進学率が上昇する局面で県間格差が拡大するのは、進学率が上昇した期間に県間格差が縮小した高校とは対照的である<sup>1</sup>。

現状の大学進学率は50%前後であり、分散が大きくなりやすい水準であるが、格差が広がっているだけでなく、各県の位置が固定的になっている。本章後半の学生納付金データに年次を合わせるために、表2-1には2012年度データを示しているが、最新の2014年度データも同様に整理し、両年度の大学進学率の各県の順位についての順位相関係数（スピアマンの $\rho$ ）を算出すると0.988であり、両年度の高校進学率の順位相関係数

0.952 より高い。大学進学率の場合はほとんど順位変動がないことを示している。さらに長期の変化を見るために、2014 年度と 1974 年度について同様に順位相関係数を算出すると、高校進学率では -0.193 で兩年度間の順位に一貫性がない。大学進学率の場合は 0.786 で、40 年という長い期間にかかわらず、かなり高い正の相関が認められる<sup>2</sup>。

表 2-1 都道府県別大学進学率（2012 年）

							単位: %	
	大学進学率	自県進学率	他県進学率		大学進学率	自県進学率	他県進学率	
北海道	39.6	27.6	12.0	滋賀	49.6	11.3	38.3	
青森	34.0	11.6	22.4	京都	64.6	32.0	32.5	
岩手	34.3	9.5	24.7	大阪	54.0	29.4	24.5	
宮城	45.5	26.5	19.0	兵庫	53.7	24.8	28.9	
秋田	37.3	8.0	29.3	奈良	56.7	8.7	48.0	
山形	39.9	7.4	32.5	和歌山	43.8	4.8	39.0	
福島	36.9	7.3	29.6	鳥取	37.7	5.0	32.8	
茨城	51.4	10.2	41.2	島根	40.2	6.6	33.6	
栃木	47.6	10.9	36.8	岡山	46.1	19.5	26.6	
群馬	47.2	14.1	33.1	広島	53.7	27.4	26.3	
埼玉	50.8	16.2	34.6	山口	37.0	8.8	28.2	
千葉	51.5	17.3	34.2	徳島	45.1	16.7	28.4	
東京	73.5	46.6	27.0	香川	47.5	7.7	39.8	
神奈川	54.0	23.2	30.8	愛媛	46.6	14.7	31.9	
新潟	42.6	14.5	28.1	高知	38.3	6.6	31.7	
富山	45.7	8.7	37.0	福岡	46.2	29.4	16.8	
石川	47.3	19.1	28.2	佐賀	36.7	5.5	31.1	
福井	46.9	12.9	33.9	長崎	37.3	12.7	24.6	
山梨	54.9	15.6	39.2	熊本	38.1	17.9	20.2	
長野	44.4	7.1	37.3	大分	36.8	8.5	28.3	
岐阜	45.1	8.7	36.4	宮崎	35.4	9.1	26.3	
静岡	47.7	12.5	35.2	鹿児島	34.5	11.7	22.8	
愛知	52.3	37.3	15.1	沖縄	34.5	19.7	14.8	
三重	46.0	9.0	37.0	計	51.0	21.4	28.2	

文部科学省「全国学力・学習状況調査」などの結果からみると、少なくとも中学校までの県間学力格差は大きくなないので、大学進学率の県間格差は、基礎的な学力よりも各県の家庭の経済力やアクセス可能な大学教育機会の違いによってもたらされていると考えられる。家計の豊かさは大学教育を受けるための必要な資金の調達可能性を高める。アクセス可能な大学教育機会については、表 2-1 に示した大学進学率と自県進学率（卒業した高校の所在県の大学への進学者数 ÷ 3 年前中学校卒業者数 × 100）・他県進学率（大学進学率 - 自県進学率）との相関係数（r）を算出すると、大学進学率と自県進学率が 0.642、大学進学率と他県進学率が 0.304 であり、他県への進学よりも、自県内の大学に進学できるか否かが全体としての大学進学率を左右することを示唆している。

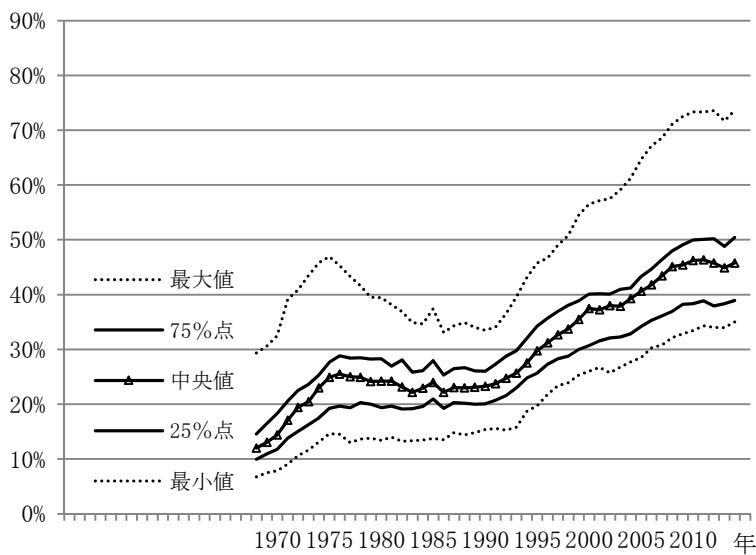


図 2-1 大学進学率の都道府県間格差（1968～2014 年度）

## 2. 地域間格差の要因

大学進学率ないし大学志願率の規定要因や地域間格差を説明する際に、家計所得、授業料、失業率などの経済変数を重視する立場と、大学の収容力や合格率などの教育システム変数を重視する立場がある<sup>3</sup>。矢野・濱中（2006）は、経済変数（所得、価格、失業率）を用いて現役大学志願率（顕在的進学需要）の全国時系列データを分析している。その結果によれば、オイルショック以降 1996 年までの大学進学需要が上記 3 つの経済変数で最もよく説明できる。他方、潮木（2008）は、県別時系列データの分析にもとづいて、ほとんどの県の大学・短大進学率に影響を及ぼしているのは、経済的要因（外部要因）よりもむしろ、自県および主要県の大学・短大収容力という教育システム変数（内部要因）であるとしている。

ここではシンプルに、経済変数として 1 人当たり県民所得（1 年ラグ）を、教育システム変数として各県の大学教育供給量（大学入学定員 ÷ 当該年の高校卒業者 × 100）を取り上げる。クロスセクション（県別）データを用い、この二つの変数を独立変数、大学進学率を従属変数とした回帰分析を試みた。その結果は表 2-2 の通りである。経済的に豊かな県ほど、また大学教育機会が豊富に供給されている県ほど、大学進学率が高いことが示されている。 $\beta$ （標準偏回帰係数）をみると、大学収容率よりも 1 人当たり県民所得の方が大きく、全体としての大学進学率には大学供給量よりも経済的豊かさの影響の方が大きいことが示されている。

表 2-2 大学進学率・自県大学進学率・他県大学進学率の回帰分析（1）

2012年 (N=47)	大学進学率			自県大学進学率			他県大学進学率		
	B	$\beta$	t値	B	$\beta$	t値	B	$\beta$	t値
定数	10.397		2.034 **	0.896		0.138	9.400		1.119
1人当たり県民所得	0.110	0.502	5.160 ***	0.014	0.058	0.534	0.096	0.482	2.738 ***
大学供給量	0.135	0.457	4.698 ***	0.263	0.787	7.194 ***	-0.128	-0.476	-2.703 ***
調整済決定係数	0.736			0.666			0.134		

注)1人当たり県民所得(万円)は1年ラグ(2011年データ)。\*10%有意、\*\*5%有意、\*\*\*1%有意(次表も同様)。

ところが、自県大学進学率について同じ変数を用いた回帰分析を試みると、1人当たり県民所得は有意ではない。卒業した高校の所在県の大学への進学は当該県の豊かさとは無関係で、当該県の大学教育供給量に左右されるという結果である。経済的に豊かでない県であっても、大学教育供給量が増えれば、自県大学進学率が上昇し、ひいては全体としての大学進学率が上昇する可能性があることを示唆している。逆に、他県進学率の回帰分析結果は、モデルの説明力は低いものの、自県の大学教育供給量が小さいほど他県進学率が高くなることを示しており、自県の大学教育機会に恵まれない高校生が、住居費などの生活費が余計に必要な他県の大学に進学せざるを得ないことを意味している。他県進学率に対しては1人当たり県民所得も有意である。

さらに、大学進学率について、大学教育供給量を設置者によって分解して回帰分析を試みると、国立大学供給量（国立大学入学定員÷高校卒業者数×100）と公立大学供給量（公立大学入学定員÷高校卒業者数×100）は有意ではなく、私立大学供給量（私立大学入学定員÷高校卒業者数×100）のみが有意である（表 2-3）。自県大学進学率については、私立大学収容率の規定力はさらに高くなっている。逆に、他県進学率は自県の私立大学供給量が少ないので高くなっている。1人当たり県民所得の規定力も大きく、自県の私立大学教育機会が恵まれていることが自県進学をもたらしている。逆に、他県進学率は自県の私立大学供給量が少ないので高くなっている。1人当たり県民所得の規定力も大きく、自県の私立大学教育機会が恵まれない県であれば、また、経済的に豊かな県であれば、他県の大学教育機会を多く利用することを示している。

表 2-3 大学進学率・自県大学進学率・他県大学進学率の回帰分析（2）

2012年 (N=47)	大学進学率			自県大学進学率			他県大学進学率		
	B	$\beta$	t値	B	$\beta$	t値	B	$\beta$	t値
定数	15.219		2.631 **	7.710		1.048	7.424		0.745
1人当たり県民所得	0.102	0.466	4.736 ***	0.003	0.011	0.095	0.100	0.502	2.688 **
国立大学供給量	-0.138	-0.078	-1.032	-0.074	-0.037	-0.435	-0.064	-0.040	-0.278
公立大学供給量	0.192	0.061	0.813	0.217	0.061	0.724	-0.029	-0.010	-0.071
私立大学供給量	0.141	0.484	4.927 ***	0.273	0.829	7.488 ***	-0.132	-0.498	-2.670 **
調整済決定係数	0.749			0.682			0.096		

各県に必ず1校以上が設置され、地域の高等教育機会供給に貢献していると考えられている国立大学の供給量が有意でないことは意外に思われるかもしれない。しかし、国立大学には規模が大きくなきものがあることに加え、県外からも多く入学しているため、私立大学ほどには設置されている県の高等教育機会供給に貢献していないのである。

設置者別の自県出身者率（各県大学の自県出身者数÷各県大学の入学者数×100）は表2-4の通りであり、群馬・山梨・滋賀・和歌山・大分の5県を除いて、国立大学の自県出身者率は私立大学よりも低い。全国計でみても、私立大学の自県出身者率は、国立大学を上回っており、学納金の面で地域内からの入学者が優遇される公立大学に近い。日本の私立大学は、国全体の大学教育の拡大を担ってきたことはよく知られているが、地域の教育機会供給にも大きく貢献している。

表2-4 設置者別自県出身者率（2012年度）

大学所在県	国立	公立	私立	単位: %			
				大学所在県	国立	公立	私立
北海道	57.6	72.3	83.6	滋賀	27.1	38.4	16.5
青森	40.8	59.2	73.5	京都	16.8	38.0	22.8
岩手	43.1	63.3	54.8	大阪	28.7	45.9	49.0
宮城	20.3	65.5	61.4	兵庫	24.0	50.4	50.2
秋田	39.0	28.7	75.0	奈良	15.8	28.0	24.2
山形	27.0	68.0	41.1	和歌山	31.5	53.3	17.0
福島	52.5	56.5	53.4	鳥取	18.8	23.6	—
茨城	30.5	60.3	56.5	島根	27.7	44.9	—
栃木	32.0	—	48.8	岡山	28.4	43.6	45.8
群馬	51.1	34.5	40.1	広島	28.5	52.3	68.2
埼玉	26.4	52.8	33.2	山口	28.0	30.0	32.2
千葉	25.7	64.7	36.2	徳島	35.5	—	59.4
東京	31.0	31.6	33.5	香川	23.4	57.8	48.9
神奈川	23.2	43.9	33.9	愛媛	44.4	59.3	69.0
新潟	44.2	64.0	78.0	高知	21.0	31.8	—
富山	31.2	34.6	71.9	福岡	43.9	45.7	59.6
石川	25.4	46.1	40.5	佐賀	25.9	—	40.9
福井	47.3	42.4	65.6	長崎	38.8	47.5	66.0
山梨	38.1	25.4	34.3	熊本	31.0	76.8	67.0
長野	28.7	77.1	72.9	大分	40.1	67.5	27.0
岐阜	36.7	40.6	38.6	宮崎	38.5	52.2	53.2
静岡	42.7	53.8	68.2	鹿児島	47.3	—	75.6
愛知	59.2	63.2	64.1	沖縄	68.2	52.8	94.8
三重	42.5	53.0	59.7	計	35.2	47.0	43.1

注)学校基本調査より。

### 3. 私立大学の学生納付金

このように私立大学が地域の大学進学率、とりわけ自県進学率を上昇させる機能を有しているとはいえるが、私立大学進学にはいくつかの難点がある。最大の難点は、価格（学生納付金）が高いことである。2012年度の私立大学の学納金平均額（昼間部定員1人当り）は表2-5の通りである。授業料のみについてみると、国立大学より32万円以上高い。入学金は国立大学より1万円以上安いが、私立大学では国立大学にはない施設設備費や実験実習費などが求められる。これらを加えた初年度納付金は、国立大学よりも62万円以上高く、140万円を超える。この金額は、田中（2009、2014）も指摘しているように、大学生の親世代の平均可処分所得（年額）の20%を超える水準であり、平均的な家計にとって重い負担となっている<sup>4</sup>。どのような要因でこのような水準に定まっているのだろうか。一つには、高額の納付金を徴収しないと私立大学の経営が成り立たないという点が挙げられる。表2-6に示されているように全体的にみると、私立大学の学納金収入は、消費支出合計を賄うこともできないのであって、大学経営の観点からはさらに値上げする必要があるとも言える。しかし、補助金や寄付金など、私立大学には学納金以外の収入もあり、これらを増やすことによって学納金を下げる可能性もある。もちろん、支出削減に成功すれば学納金を下げることもできる。矢野・濱中（2006）の推計（推計期間は1976～1996年）によれば、授業料平均額が10万円下がれば、大学への現役志願率（男子）は4%程度上昇する。

表2-5 大学初年度納付金（2012年度）

	入学金	授業料	施設設備費	実験実習費	その他	計
私立大学平均額*	267,608	859,367	188,907	35,337	91,878	1,443,097
国立大学標準額**	282,000	535,800	—	—	—	817,800

\*文部科学省「平成24年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金調査」より昼間部定員1人当りの額。

\*\*「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」(最終改正2007年12月25日)による標準額。

学納金は、進学率に対して影響をもつとはいえるが、上記のような内部的要因や経営努力のみによって定まっているのではない。有力な要因の一つとして挙げられているのが、入学難易度であり、高等教育市場における各大学・学部・学科の位置が学納金に影響を及ぼしているというものである。最近では井原（2014）が首都圏の女子大について、入学難易度が高い大学が学納金が安いことを指摘し、かつては浦田（1998）が首都圏の経済・経営・商学部について同様のことを指摘した。濱中・島（2002）も、私立大学の財務データから学生1人当り学納金収入を機関単位で算出し、その額は入学難易度

が高い大学ほど安いとしている。

表 2-6 私立大学の収支構造（1校当たり、2012年度）

	(百万円)	(%)		(百万円)	(%)
帰属収入合計	5,603	100.0	消費支出合計	5,259	93.9
基本金組入額合計	534	9.5	人件費	2,902	51.8
消費収入の部合計	5,069	90.5	教員人件費	1,941	34.6
学生納付金	4,316	77.0	職員人件費	784	14.0
授業料	3,026	54.0	退職金(引当金繰入含む)	171	3.1
入学金	269	4.8	その他	6	0.1
施設設備費	638	11.4	教育研究経費	1,898	33.9
その他	382	6.8	(うち減価償却額)	580	10.4
手数料	161	2.9	管理経費	373	6.7
寄付金	138	2.5	(うち減価償却額)	50	0.9
補助金	591	10.5	その他	85	1.5
事業収入	119	2.1			
その他の収入	279	5.0	消費収支差額	-190	-3.4

注)日本私立学校振興・共済事業団『平成25年度版 今日の私学財政』より。

こうした傾向がみられる理由は、浦田（1998）の仮説によれば、入学難易度が高い私立大学は、国立大学と競合関係にあるため、学納金を高く設定することができないからである。学納金設定において、高難易度大学は国公立大学の存在という制約があるが、そうでない大学の制約は小さく、学力はそれほど高くなくても進学要求の強い層を対象として高めの学納金設定をし得るのではないかと推測した。しかし、大学教育の供給量が相対的に増加した中で変化した可能性もある。

価格設定に影響を及ぼすものとしては他に、大学の規模や学校法人の財務安定度などが考えられる。規模の経済により、大規模大学は学納金を安く設定でき、小規模大学では高く設定せざるを得ない。あるいは、財務状態が安定していれば学納金を安く設定でき、不安定な大学では高くせざるを得ない。こうした点をデータにより検討し、学納金を下げる可能性を探ってみたい。

用いるデータは、日本私立学校振興・共済事業団「学校法人基礎調査」（2012年度）で得られた全国の私立大学の学生納付金データである。授業料・入学金・実験実習料・施設設備資金・教育充実費・維持費などの学生納付金が学科単位（学科内のコース等によって納付金が異なる場合はコース等の単位）で包括的に調査されており、納付金を調査した単位ごとに入学定員も把握されている。

#### 4. 学納金の規定要因

本節では学納金を全体として把握し分析するために、在学期間全体の納付金合計額を分析対象とする。その内訳を含めた学科系統別の平均額は表 2-7 の通りである。広く知られていることであるが、学納金の水準は学科系統によって大きく異なる。その意味では、学科系統（学生にどのような学修内容を提供するか、どのような分野の学位を授与するか）が学納金の第一の規定要因である。学科名称を直接記入してある上方の 4 つは、いずれも 6 年制であることもあって、他の学科系統より明らかに高額になっている。それ以外では、芸術系統、保健系統が高く、理工系統、農学系統が続いている。安いのは人文系統と社会系統である。分散も含めて分布を検討してみると、人文系統と社会系統はほぼ同様の分布を示しているので、以下の分析では、この両系統を合わせて文科系として取り上げる。理科系では、含まれる学科数が多い理工系統を取り上げる。それぞれについて分析することにより、学科系統の影響を統制する<sup>5</sup>。

表 2-7 私立大学学生納付金の学科系統別平均額（単純平均）

	入学金	授業料	実験実習料	施設設備資金	教育充実費	維持費他	在学期間納付金	単位:千円 N
医学科	1,267	2,753	276	938	2,528	199	41,425	27
歯学科	571	3,214	20	518	1,781	72	34,189	17
薬学科	337	1,463	43	273	82	2	11,515	60
獣医学科	272	1,298	140	320	152	6	11,768	5
保健	286	981	119	226	60	28	5,944	346
理工	251	991	66	168	63	8	5,430	672
農	259	836	108	204	72	12	5,186	53
人文	256	737	14	158	66	18	4,224	667
社会	249	735	15	149	60	14	4,146	861
家政	262	783	53	183	88	16	4,754	176
教育	266	758	33	201	71	15	4,574	214
芸術	267	1,119	50	264	74	30	6,413	161
その他	257	822	32	172	75	16	4,721	210
全体	269	879	45	185	94	17	5,378	3,469

3 節で、学納金に影響を及ぼすと考えられるものとして、入学難易度、大学の規模、設置者である学校法人の財務安定度を挙げた。それぞれを表す変数として、代々木ゼミナール「大学入試合否調査（2010 年度）」にもとづく学部別偏差値<sup>6</sup>、大学の規模として在籍学生数（全学の学部学生数）<sup>7</sup>、大学を設置する学校法人の財務安定度を示す自己資金構成比率（自己資金÷総資金×100）<sup>8</sup>を用い、これらを独立変数、在学期間納付金の合計を従属変数とする回帰分析を試みた。分析結果は、表 2-8 の通りである。

文科系については、仮説通りの結果となっている。すなわち、当該学科が含まれる学部の入学難易度が高いほど、大学の規模が大きいほど、また、設置者である学校法人の

財務安定度が高いほど、学納金が安い。しかし、理科系については、財務安定度が高いほど学納金が安いことは文科系と共通しているが、入学難易度については逆の結果となった。仮説とは逆であるが、入学難易度が各学科の教育の質の反映であるとすれば、質の高い教育が行われている学科ほど学納金が高いという、経済的には正常な姿であるともいえる。規模変数の係数の符号は負であるが、有意ではない。

表 2-8 在学期間納付金の回帰分析（モデル 1 全国）

	文科系		理科系	
	$\beta$	t値	$\beta$	t値
入学難易度	-0.066	-2.10 **	0.359	8.85 ***
全学学生数	-0.102	-3.28 ***	-0.041	-1.04
自己資金構成比率	-0.087	-3.34 ***	-0.120	-3.27 ***
調整済決定係数	0.025	N=1476	0.148	N=667

\*\*\*1%有意、\*\*5%有意、\*10%有意。以下、同様。

表 2-8 に示した結果は全国のものであるが、大学教育市場は地域別に成立しているとも考えられる。ここでは、大学が集中している 3 つの地域（首都圏、東海圏、近畿圏）を取り上げ、それぞれについて分析した<sup>9</sup>。

表 2-9 に示されているように、地域にかかわらず一貫した傾向を示しているのは、文科系の全学学生数のみである。文科系においては、いずれの地域も大学規模が大きいほど学納金が安いことが示されている。入学難易度は、東海圏において有意ではない。理科系については、入学難易度が首都圏で有意に正、東海圏で有意に負、大学規模が首都圏で有意に負、他の地域で有意に正と、一貫していない。

表 2-9 在学期間納付金の回帰分析（モデル 1 地域別）

	文科系		理科系		
	$\beta$	t値	$\beta$	t値	
首都圏	入学難易度	-0.160	-3.57 ***	0.411	6.96 ***
	全学学生数	-0.168	-3.84 ***	-0.141	-2.54 **
	自己資金構成比率	-0.064	-1.61	0.063	1.11
	調整済決定係数	0.071	N=620	0.134	N=310
東海圏	入学難易度	0.061	0.70	-0.372	-2.58 **
	全学学生数	-0.184	-2.12 **	0.441	3.14 ***
	自己資金構成比率	-0.146	-1.85 *	-0.348	-2.66 **
	調整済決定係数	0.029	N=158	0.418	N=48
近畿圏	入学難易度	-0.208	-2.43 **	0.002	0.02
	全学学生数	-0.152	-1.77 *	0.315	2.46 **
	自己資金構成比率	-0.122	-2.27 **	-0.505	-5.73 ***
	調整済決定係数	0.125	N=310	0.208	N=123

こうした中で、自己資金構成比率は、比較的安定した傾向を示している。すなわち、自己資金構成比率の係数は、首都圏の理科系を除いて負であり、同じく首都圏の文科系を除いて有意である。少なくとも、東海圏と近畿圏では、財務が安定している大学ほど学納金が安いことが示されており、これが全国の結果に反映しているものと考えられる。しかしながら、このことの含意は複雑である。現状において財務が安定している大学は安い学納金を設定しているといえるが、現状において自己資金構成比率が低く学納金が高くなっている大学が、学納金を下げる目的で財務を安定させようとしても、自己資金構成比率を向上させるためには収入増・支出減が必要である。収入増のために、一時的であっても学納金を上げざるを得ない場合も生じる。また、大学の規模を拡大することによって学納金を下げようとしても、それは教育条件の悪化を招きかねない。

したがって、学納金を下げるためには、外部からの資金導入、具体的には補助金や寄付金などに頼らざるを得ない。ここでは、補助金の効果を調べるための分析例を示しておく。表 2-8 の 3 変数に、大学を設置する法人の補助金比率（補助金÷帰属収入×100）を加えたものである。ただし、補助金の比率は、学校法人が大学以外にどの段階の学校を設置しているかに左右される。高等教育よりも、初等中等教育や就学前教育の方が、帰属収入に占める補助金の比率が高いからである。すなわち補助金比率は、大学を設置する学校法人であっても、小・中・高等学校部門や幼稚園部門が大きければ高くなる。このような影響を排除するために、高校以下の学校を設置していない学校法人のみについての分析結果を表 2-10 に示す。

これによれば、理科系において、補助金の効果が明瞭である。また、補助金比率を投入したことにより、入学難易度が有意ではなくになっている。入学難易度が有意でなくなっている点は文科系も同様であるが、文科系では補助金比率も有意ではない。

表 2-10 在学期間納付金の回帰分析（モデル 2 全国）

	文科系		理科系	
	$\beta$	t値	$\beta$	t値
入学難易度	0.042	0.60	-0.002	-0.02
全学学生数	-0.215	-3.05 ***	-0.244	-2.32 **
自己資金構成比率	-0.163	-2.80 ***	-0.224	-2.39 **
補助金比率	-0.012	-0.20	-0.277	-3.28 ***
調整済決定係数	0.053	N=291	0.102	N=133

両分野で一貫した結果は得られなかつたが、補助金の増額により、学納金が下がる可能性があることは、少なくとも理科系については示された。上述した理由により、補助

金比率を含む分析は、今回は高等教育のみを設置する学校法人に限定せざるを得ないため、サンプルが少なくなつており、地域別の分析は困難である。今後は、より直接的な指標として、たとえば学生当り補助金額を利用した分析などが必要である。

### <注>

- <sup>1</sup> 高校進学率が顕著に上昇したのは 1960 年代から 1980 年代初めにかけてであり、1960 年度(全国計の進学率は 57.7%) に 13.4 ポイントであった四分位範囲は、1981 年度(同 94.3%) は 1.8 ポイントまで縮小した。2012 年度は 1.6 ポイントである。
- <sup>2</sup> 大井(2013)も、1990 年度と 2010 年度のデータを対比して、この 20 年間における大学進学率の各県順位が固定的であることを示している。各県の大学進学率には、容易には変化し難い各県特有の条件が反映しているのである。
- <sup>3</sup> この他に、地域の文化的要因などを重視する立場もある。最近では大井(2013)が、社会的・経済的要因を統制してもなお残る大学進学率の県間格差の要因として、学問に対する地域の価値観、学力、ムードなどを挙げ、これらの要因はむしろ経済的要因より大きいとしている。
- <sup>4</sup> 地域間に所得格差があるので、所得に比した学生納付金の負担度は、地域によって異なる。こ

付表 2-1 私立大学の相対価格(都道府県別)

金額単位:千円							
	雇用者1人当たり 雇用者報酬(A)	初年度 納付金(B)	相対価格 (B/A)		雇用者1人当たり 雇用者報酬(A)	初年度 納付金(B)	相対価格 (B/A)
北海道	4,562	1,305	0.286	滋賀	4,251	1,342	0.316
青森	3,814	1,484	0.389	京都	4,382	1,296	0.296
岩手	3,851	2,496	0.648	大阪	5,291	1,458	0.275
宮城	4,452	1,345	0.302	兵庫	4,611	1,434	0.311
秋田	3,502	1,311	0.374	奈良	4,817	1,297	0.269
山形	3,929	1,352	0.344	和歌山	4,088	1,558	0.381
福島	4,221	1,604	0.380	鳥取	3,824	—	—
茨城	4,531	1,328	0.293	島根	3,990	—	—
栃木	4,769	1,559	0.327	岡山	4,358	1,594	0.366
群馬	4,265	1,406	0.330	広島	4,389	1,408	0.321
埼玉	4,650	1,555	0.334	山口	4,389	1,268	0.289
千葉	4,692	1,512	0.322	徳島	4,400	1,537	0.349
東京	6,385	1,439	0.225	香川	4,480	1,389	0.310
神奈川	5,014	1,623	0.324	愛媛	3,943	1,092	0.277
新潟	4,117	1,698	0.412	高知	4,430	—	—
富山	4,341	1,247	0.287	福岡	4,495	1,340	0.298
石川	4,081	1,768	0.433	佐賀	3,288	1,217	0.370
福井	4,161	1,383	0.332	長崎	3,838	1,297	0.338
山梨	4,508	1,257	0.279	熊本	3,938	1,286	0.326
長野	4,519	1,415	0.313	大分	3,937	1,312	0.333
岐阜	4,200	1,404	0.334	宮崎	3,688	1,533	0.416
静岡	4,265	1,352	0.317	鹿児島	3,892	1,078	0.277
愛知	4,567	1,441	0.315	沖縄	3,527	937	0.266
三重	4,456	1,382	0.310	計	4,677	1,438	0.308

付表 2-2 大学進学率の回帰分析（私立大学が設置されている県のみ）

	B	$\beta$	t値
定数	24.453		3.172 ***
1人当たり県民所得	0.100	0.424	4.242 ***
国立大学収容率	-0.202	-0.105	-1.380
公立大学収容率	0.124	0.035	0.463
私立大学収容率	0.135	0.461	4.679 ***
相対価格	-19.250	-0.150	-1.823 *
調整済決定係数	0.598		N=44

こでは、各県の私立大学の初年度納付金（入学定員 1 人当たり平均額）を 1 人当たり雇用者報酬（2011 年度）で除した値を相対価格として示しておく（付表 2-1）。さらに付表 2-2 には、表 2-3 で用いた説明変数に相対価格を追加して試みた回帰分析の結果を示す。10% 水準であるが、大学進学率に対して相対価格が負の影響を及ぼしていることが分かる。

<sup>5</sup>もちろん、同じ学科系統であっても、同じ学修内容が提供されるとは限らないので、学科系統の影響を完全に統制しているわけではない。

<sup>6</sup>朝日新聞出版『大学ランキング 2012 年版』より。

<sup>7</sup>朝日新聞出版『大学ランキング 2013 年版』より。

<sup>8</sup>東洋経済新報社「私立大学財務データ 2012」より 2011 年 3 月末時点の値を算出。

<sup>9</sup>各地域に含まれる都府県は次の通り。首都圏：埼玉・東京・千葉・神奈川、東海圏：岐阜・静岡・愛知・三重、近畿圏：滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山。

## ＜参考文献＞

井原徹（2014）「女子大、費用高ければ偏差値低い傾向」『日本経済新聞』2014 年 3 月 17 日

潮木守一（2008）「大学進学率上昇をもたらしたのは何なのか」『教育社会学研究』第 83 集

浦田広朗（1998）「私立大学学納金の規定要因分析」『教育社会学研究』第 63 集

大井方子（2013）「進学率の地域格差に関する研究」『社会科学論集：高知短期大学研究報告』第 102 号

田中敬文（2009）「私立大学のファンディング」日本教育行政学会研究推進委員会編『学校と大学のガバナンス改革』教育開発研究所

田中敬文（2014）「限界に達した家計の高等教育費負担」『私学高等教育研究所シリーズ』No.55

濱中義隆・島一則（2002）「私立大学・短期大学の收支構造に関する実証的研究：18 歳人口減少期における私学経営の転換」『高等教育研究』第 5 集

矢野眞和・濱中淳子（2006）「なぜ、大学に進学しないのか：顕在的需要と潜在的需要の決定要因」『教育社会学研究』第 79 集

## 第3章 大学の授業料・奨学金制度の現状と今後の方向性 —大学における授業料・奨学金制度の多様化に関する全国調査より—

吉田香奈（広島大学）

### 1. はじめに

本稿は、全国の国公私立大学長に対して実施されたアンケート調査「大学における授業料・奨学金制度の多様化に関する全国調査」(2012年)から、各大学がどのような理念や考えのもとに現在の授業料額を設定しているのか、また、どのような授業料減免制度や奨学金制度を実施しているのか、さらに今後それらをどのように改革しようとしているのかについて明らかにすることを目的としている。

日本の大学の授業料と奨学金は国際的にみてどのような位置づけにあるのだろうか。OECD 諸国および G20 加盟国の大学型高等教育機関の平均授業料(国公立)と公的奨学金の受給率に注目すると、日本は「授業料が高く、学生支援体制が比較的整備されていない国々」(モデル 3)に位置づけられる(OECD, 2012, p.303)。このモデルには日本と韓国が含まれ、両国とも多くの学生が高い授業料を課される一方で、学生支援は北欧諸国やオーストラリア、イギリス、アメリカ合衆国といった国々と比較すると整備が進んでおらず、学生とその家族は相当な経済的負担を強いられている可能性があることが指摘されている。なお、この区分は国公立大学に限定しているため、私立大学が多数を占める両国では家計の経済的負担は実際にはもっと大きい。

そこで、本稿では、わが国の国公私立大学の授業料・奨学金制度の現状を明らかにするために、アンケート調査の結果を詳しく分析していく。なお、本アンケート結果の要旨はすでに小林・吉田・劉(2012)で報告されているが、本稿ではこれに含めることのできなかった事項も含め、アンケート全体を再分析することを目的とする。

### 2. 調査概要

本アンケート調査は文部科学省科学研究費「教育費負担と学生に対する経済的支援のあり方に関する実証研究」研究チーム（研究代表・小林雅之（東京大学教授）と『リクルートカレッジマネジメント』誌による共同調査の形式で実施された。調査期間は 2012 年 6 月 14 日(木)～7 月 13 日(金)であり、全大学 783 校(平成 24 年度

学校基本調査速報値)のうち大学院大学と募集停止校の 39 校を除いた 744 校に対して郵送法による質問紙の配布が行われた。有効回答数は 497 大学(有効回答率 66.8%)であった。回答校の内訳は国立 60 大学(12.1%)、公立 53 大学(10.7%)、私立 369 大学(74.7%)、無回答 12 大学(2.4%)であった。なお、本稿では無回答を含まない集計結果を示すものとする。

### 3. 調査結果

#### 3-1 授業料について

図 3-1～図 3-3 は回答校を国立大学に限定し、国立大学の授業料のあり方について尋ねたものである。図 3-1 は文部科学省が授業料標準額を設定することに対する意見を求めたものであり、「賛成」(52.6%)、「どちらかといえば賛成」(43.9%)と、肯定的な意見がほとんどを占めている。賛成の理由としては「高等教育を受ける権利を国民が等しく有するべきとすると、国立大学の授業料に差があるのは好ましくない」「教育の機会均等の立場から安価に設定することが望ましい」といった教育を受ける権利と教育の機会均等の保障を理由とした大学が多かった。しかし、一方で「「標準額」を設定しないと、財源的に余裕がある大学が独自の判断で値下げが可能となり、小規模大学に受験生離れが懸念される」といった経営上の理由からの賛成も見られた。

また図 3-2 は標準額の 20%までの上限が定められている値上げ幅について意見を求めたものである。「適性である」(65.5%)が約 3 分の 2 を占める一方、「自由度は必要ない(全国立大学一律)」(24.1%)、「自由度が大きすぎる」(5.2%)が 3 割近くを占め、値上げに否定的な立場をとる大学も多い。また、図 3-3 は国立大学の学部別授業料に対する意見を求めた結果である。「全学部同額にすべきだ」(66.1%)が 3 分の 2 を占める一方、「医歯薬系と理工系学部のみ、それぞれ別立てで設定すべきだ」(23.2%)、「医歯系学部のみ別立てで設定すべきだ」(3.6%)といった学部別授業料の導入を容認する回答も 4 分の 1 ほど見られる。

このように、文部科学省による授業料標準額の設定には大多数の国立大学が肯定的である一方、全学部を同額とすることは 3 分の 2 しか支持されておらず、学部別授業料の導入を望む大学が一定数存在することが確認された。ただし、自由記述では「別立て設定がよいように思われるがそうなるとコストに関する根拠が必要となり、根拠立てることがむずかしい」といった意見も寄せられた。

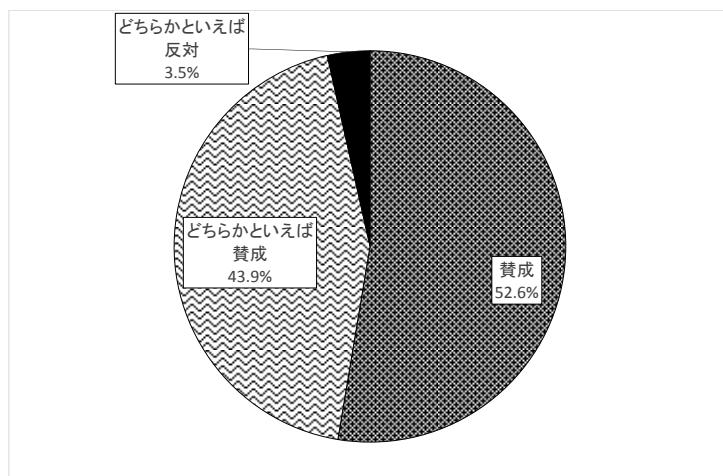


図 3-1 文科省による授業料標準額の設定

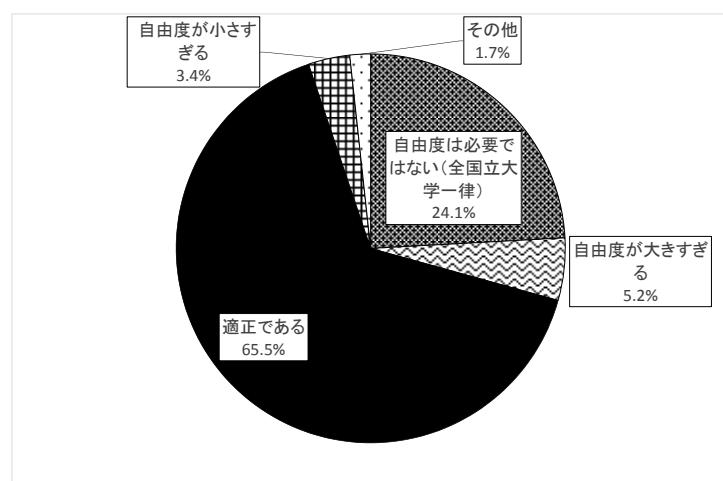


図 3-2 授業料標準額の値上げ幅

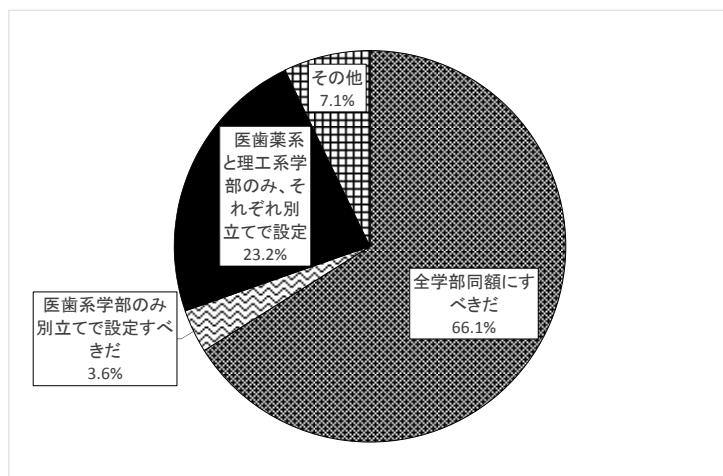


図 3-3 国立大学の授業料のあり方について

また、図3-4から図3-12は回答校を国公私立大学すべてとし、授業料水準の現状と今後の改革方針について尋ねた結果である。

図3-4～図3-6では各大学が自大学の授業料水準をどのように考えているかを尋ねている。図3-4では自大学の授業料水準を「適性」(82.5%)と回答した大学が8割以上と最も多く、「高すぎる」(8.6%)は1割以下に留まっている。これを設置形態別に見ると国立大学は「高すぎる」(27.6%)と回答した割合が多いが、一方で公立大学と私立大学は学費水準を「適性」と考える大学が多く、公立大学は9割を超えている。なお、図3-5と図3-6のように、大学の規模別・地域別に見た場合には大きな差は認められなかった。

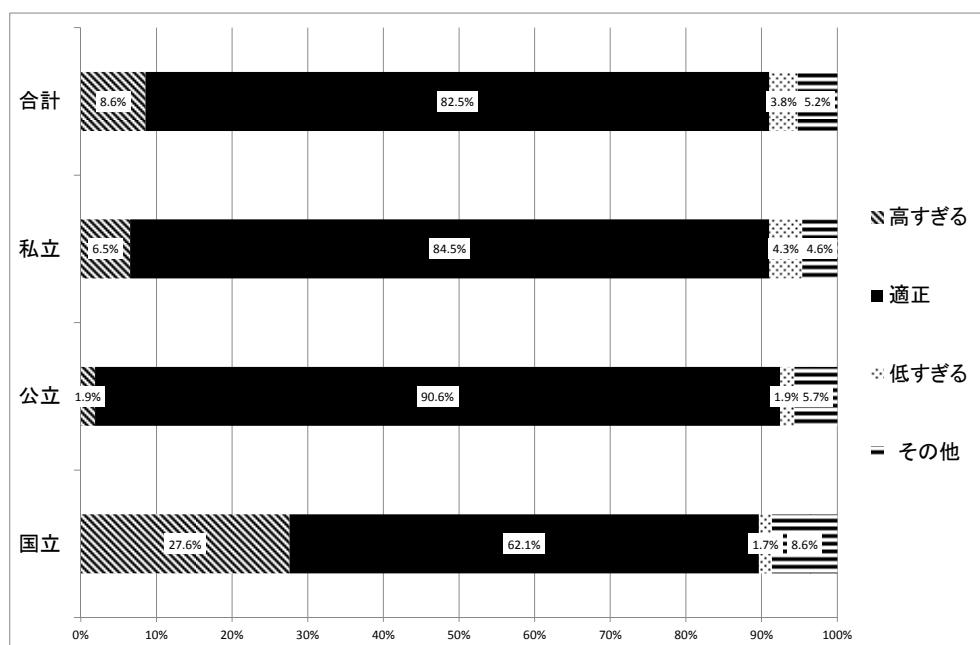


図3-4 現在の貴学の授業料水準について(設置形態別)

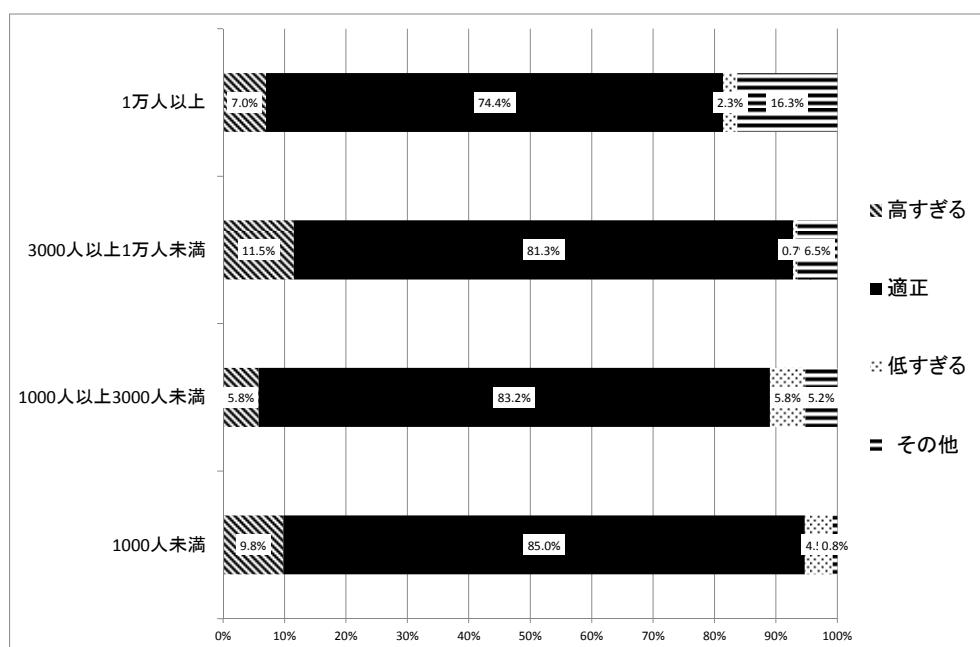


図 3-5 現在の貴学の授業料水準について(規模別)

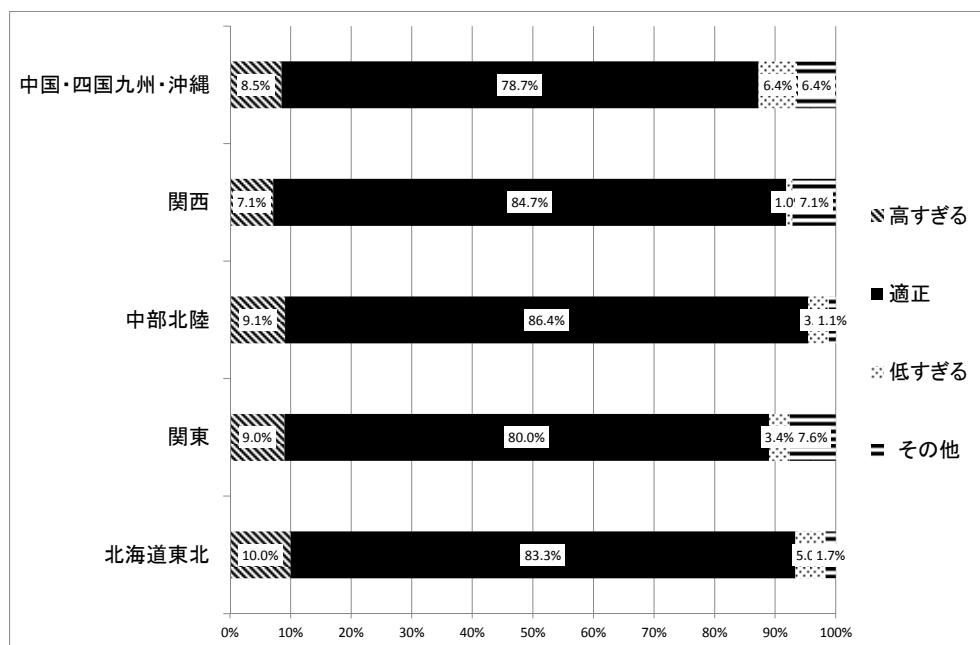


図 3-6 現在の貴学の授業料水準について(本部所在地別)

図 3-7～図 3-9 は各大学の学部授業料の今後の予定を尋ねたものである。「据え置き」(75.4%)が最も多いが、「未定」(19.8%)の大学も 2 割ほど存在する。「値下げ」「値上げ」の予定があると回答したのはともに私立大学のみであった。1万人以上の大学では値下げ予定はなく、一方 1,000 人未満の大学は値上げ予定がなかつ

た。また、本部所在地別では北海道・東北地区は値下げ・値上げ予定の大学は存在しない。

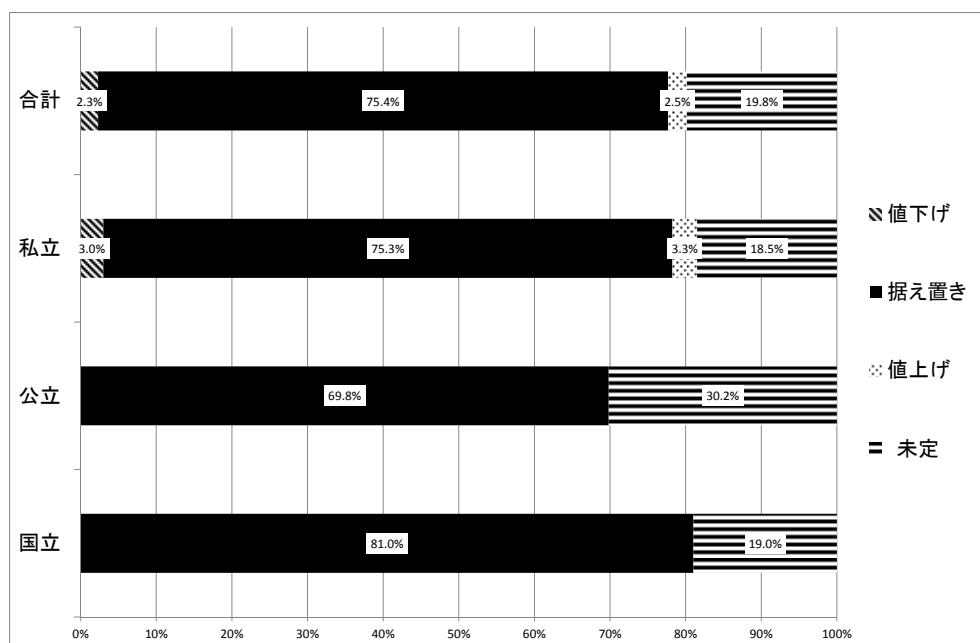


図 3-7 今後の貴学の学部の授業料の予定（設置形態別）

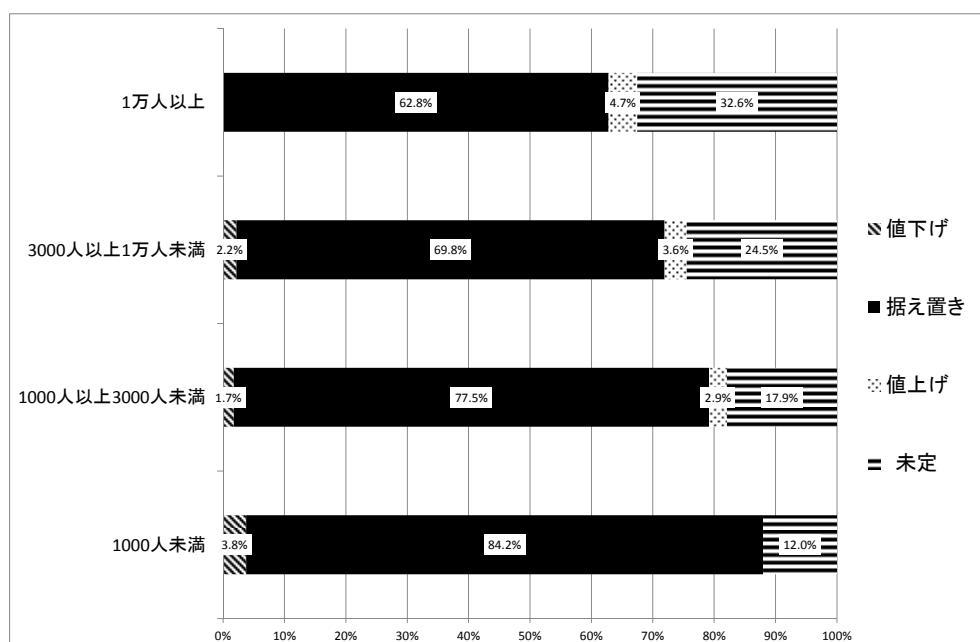


図 3-8 今後の貴学の学部の授業料の予定（規模別）

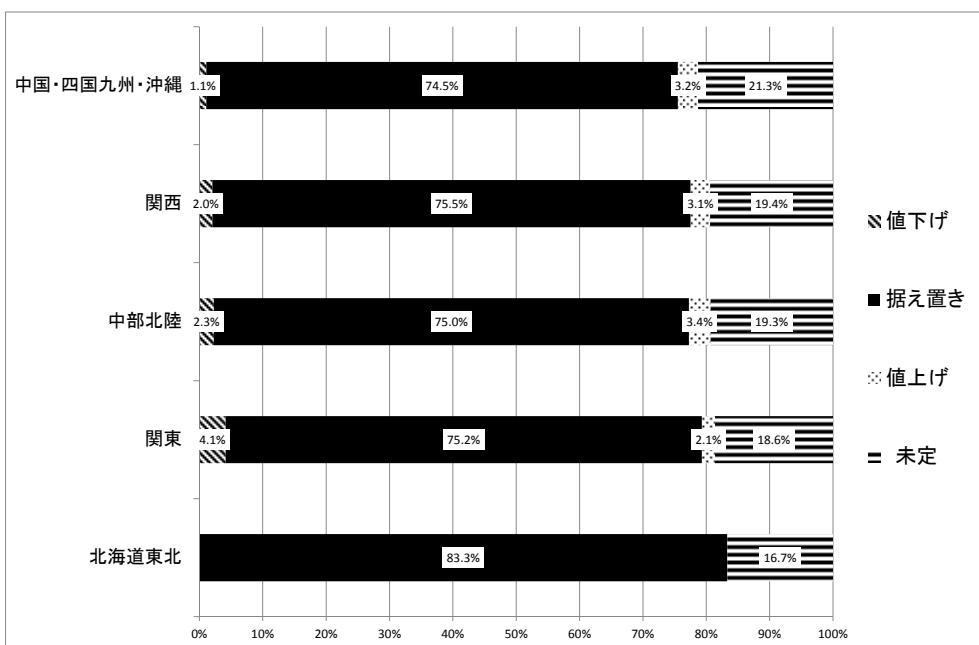


図 3-9 今後の貴学の学部の授業料の予定(本部所在地別)

また、図 3-10 は学費(授業料、入学金、施設整備費等)の設定にあたって参考にした大学について尋ねたものである。設置形態別に見ると、国公立大学は同じ国公立大学を参考している大学が 9 割を超えており、一方、私立大学は「専門分野の近い私立大学」(74.2%)が最も多く、次いで「近隣の私立大学」(62.6%)が多かった。これを本部所在地のある地域別に見たのが図 3-11 である。関東、中部・北陸、関西地区では専門分野の近い私立大学が最も多く、次いで近隣の私立大学という順になっている。一方、北海道・東北地区と中国・四国・九州・沖縄地区はこの順番が逆になってしまっており、近隣の私立大学が最も多い。関東、中部・北陸、関西地区は大学が密集しており、競合する専門分野を持つ大学間での学生獲得競争が一因であると考えられる。

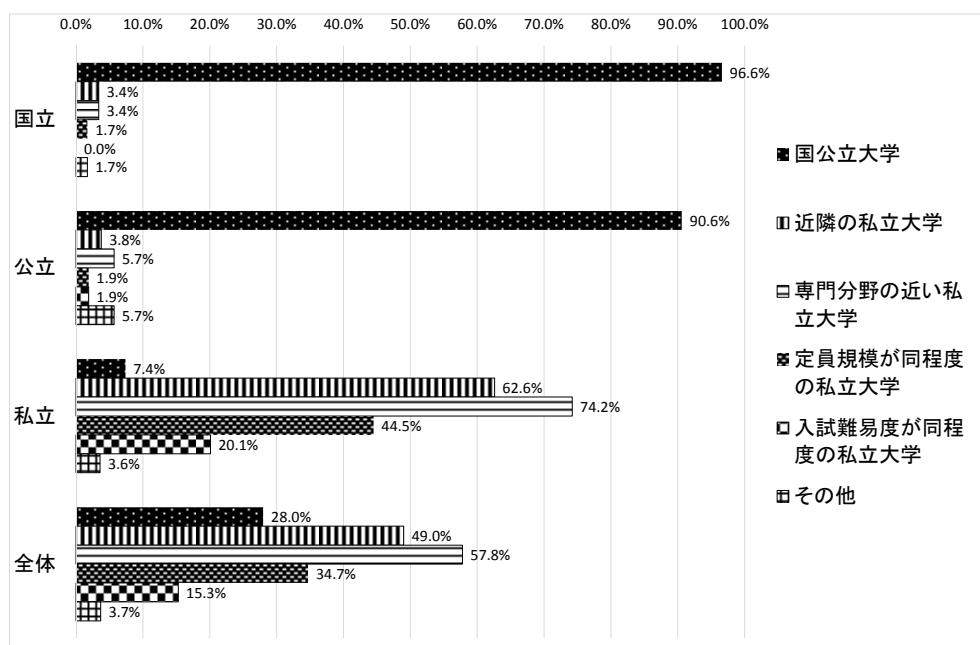


図 3-10 学費設定にあたって参考とした大学（設置形態別）

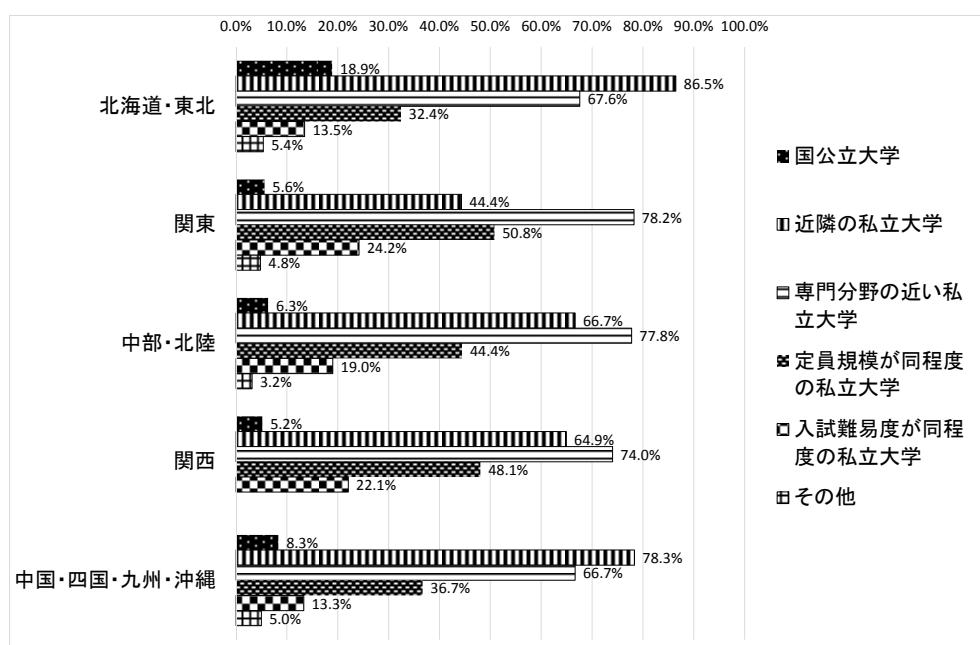


図 3-11 学費設定にあたって参考とした大学（本部所在地別）（私立大学のみ）

最後に図 3-12 は私立大学と比較した現在の国公立大学の授業料に対する考え方を尋ねた結果である。国立大学も公立大学も自身の授業料水準を私立と比較して「適性」(69.0%、83.0%)であると考えている大学が最も多い。しかし、国立大学では約 3 割が「高すぎる」(29.3%)とも回答しており、もっと安くあるべきと考えているこ

とが伺える。一方、私立大学は国公立大学の授業料水準を自身と比較して「低すぎる」(59.2%)と感じている大学が 6 割であり、もっと水準を引き上げるべきであると考えていることが分かる。

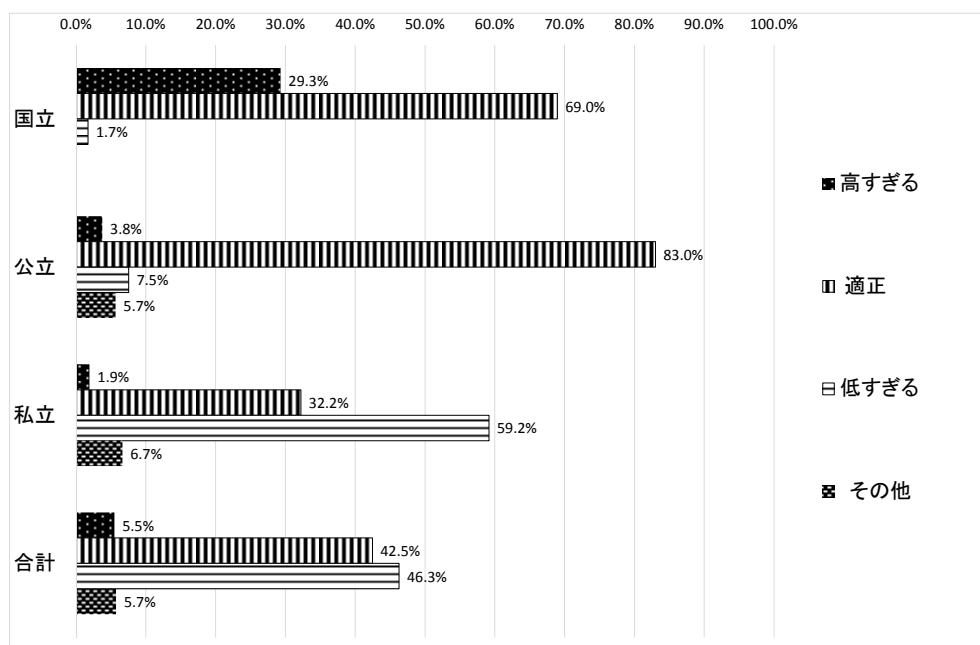


図 3-12 私立大学と比較した現在の国公立大学の授業料水準に対する考え方

### 3-2 授業料減免について

次に、授業料減免について見ていきたい。文部科学省によれば、現在、全ての国公立大学で授業料減免制度が設けられており、2011(平成 23)年には授業料免除実施額は約 248 億円、免除人数は約 13 万 9,000 人（延べ数）となっている(文部科学省 2013、209 頁)。また、公立大学も全ての大学が授業料減免制度を設けており、2011(平成 23)年度は約 1 万 800 人に対して約 36 億円の減免措置が行われている。さらに、私立大学等が実施する授業料減免に対しては私立大学等経常費補助金の特別補助を通じて助成が行われており、2011(平成 23)年度には 51 億円、約 3 万 2,000 人分が補助されている。

では、これらの減免はどのような基準によって行われているのだろうか。図 3-13 は減免の基準を現在と今後について尋ねた結果を設置形態別に示したものである。国立の場合、現在は「やや経済状況重視」(41.7%)が最も割合が高いが、今後は「同程度に重視」(43.3%)する大学が最も多い。公立は現在も今度も「やや経済状況重視」(43.4%、43.1%)が最も多いが、今後は「学力重視」(2.0%)の奨学金を導入する動き

もわずかではあるが見受けられる。私立は現在も今後も「同程度に重視」(29.8%、36.3%)が最も多く、「学力重視」がやや弱まる傾向にある。

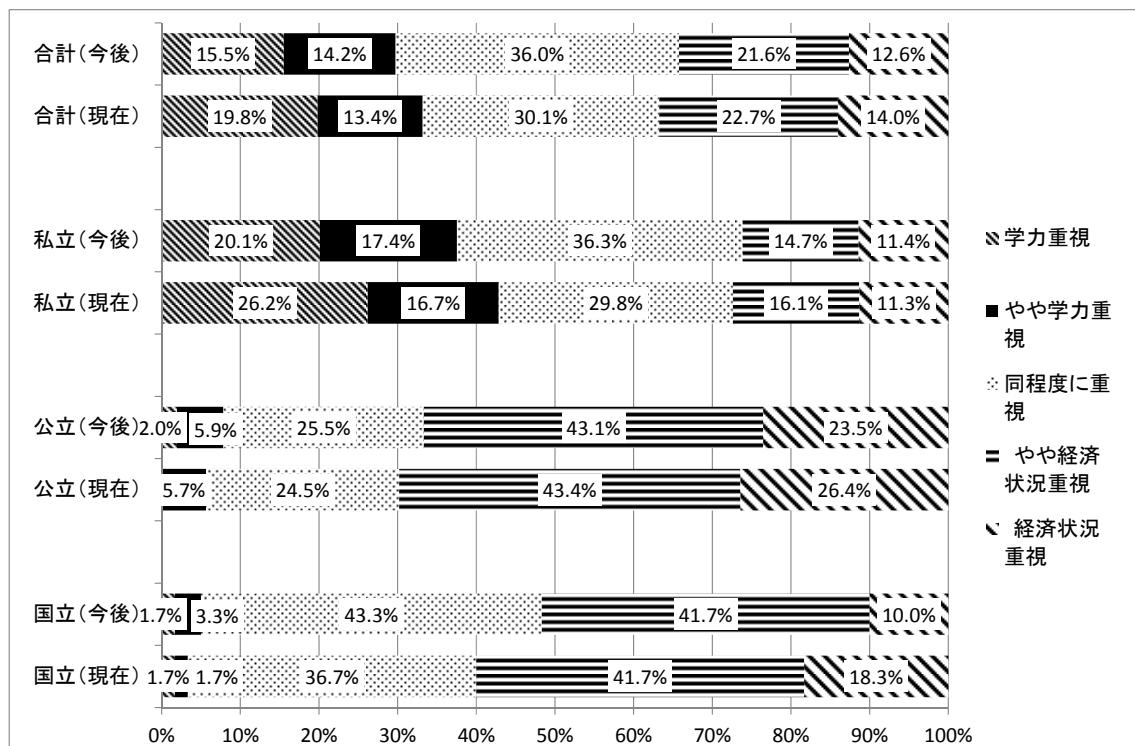


図 3-13 授業料減免の基準（現在および今後）

### 3-3 日本学生支援機構奨学金について

図 3-14 は日本学生支援機構奨学金制度への意見を尋ねた結果である。図は「そう思う」「ややそう思う」の割合の合計値が高かったものから降順にソートしている。最も高かったのは「第一種奨学金(無利子)の採用数を増やすべきだ」(計 84.7%)であった。無利子の貸与奨学金の採用者数の拡大を希望する大学は非常に多い。次に高かったのは「給付型奨学金制度を創設すべきだ」(計 77.4%)と「未返還(延滞)金の回収に強化すべきだ」(計 77.3%)である。給付型奨学金制度の充実を望む一方で、未返還金の回収を強化する意見も強い。

一方、最も低かったのは「第 2 種奨学金(有利子)の 1 人当たり貸与金額を増やすべきだ」(計 23.9%)である。現在、第 2 種奨学金は大学・短大・高専(4・5 年)・専修学校専門課程の学生であれば月額 3 万円、5 万円、8 万円、10 万円、12 万円から選択でき、さらに私立大学の医・歯・薬・獣医学課程に進学した場合は 12 万円を選択した場合に限り 2~4 万円の増額も可能となっている。また、大学院について

は月額 5 万円、8 万円、10 万円、13 万円、15 万円から選択でき、15 万円を選択した場合に限り最大 7 万円まで増額が可能となっている。一人当たりの貸与金額はこれ以上増やす必要はないと感じている大学が 4 分の 3 を占めているということは、これらの貸与奨学金の一人当たりの金額は足りていると解釈できるだろう。

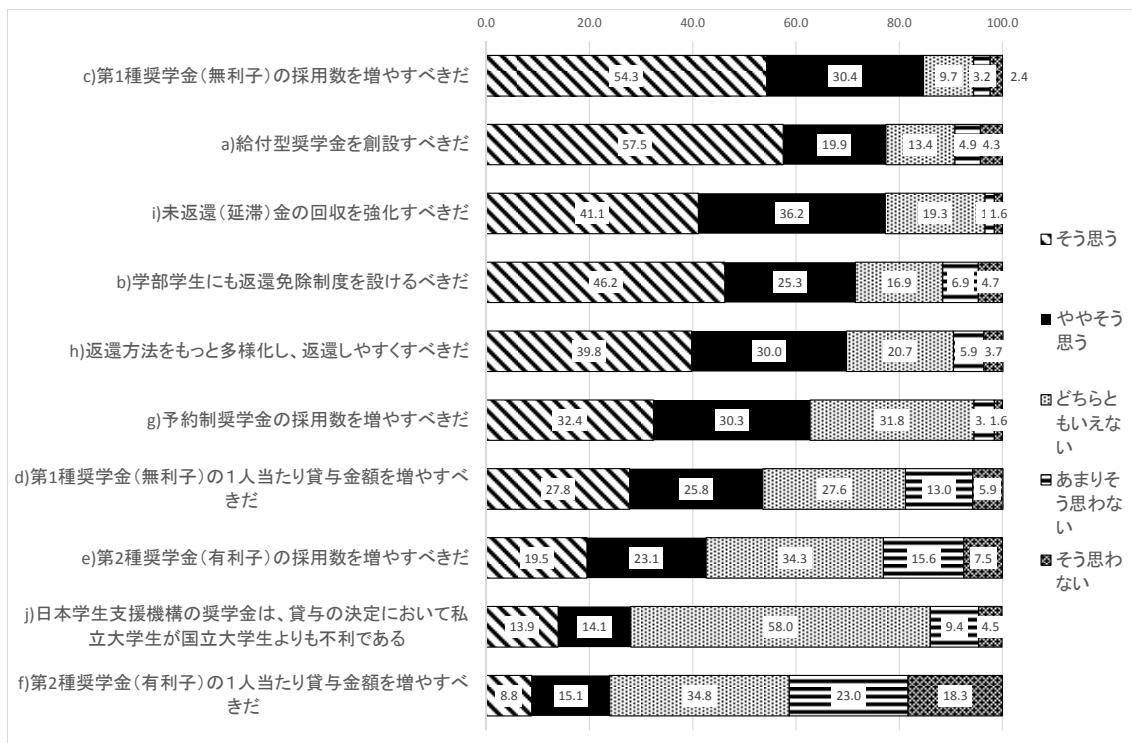


図 3-14 日本学生支援機構奨学金制度への意見

### 3-4 学費・奨学金について

さらに、各大学が独自の給付奨学金制度を有しているか、もし有している場合はどのような採用基準に基づいて奨学生を選考しているのかを尋ねた。また、その奨学金の導入目的についても当てはまるものを複数回答してもらった。図 3-15～図 3-19 はその結果である。

まず、図 3-15 では大学または学部独自の給付型奨学金制度を有している大学は全体の 8 割であることが分かる。これは設置形態別では私立大学が最も高く(87.4%)、公立大学が最も低い(35.3%)。公立大学は今後の導入予定のない大学が 6 割以上を占めており、独自奨学金の整備が進んでいないことが伺える。

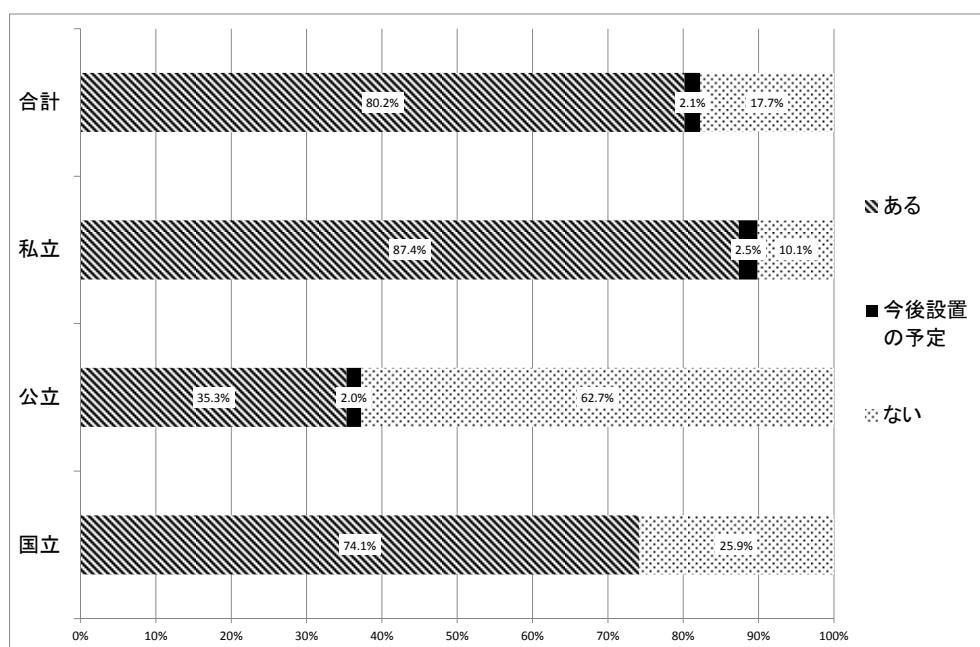


図 3-15 大学または学部独自の給付型奨学金制度(同窓会の奨学金も含む)の有無

図 3-16 は給付型奨学金制度が「ある」「今後設置の予定」と回答した大学に限定して、その受給基準を尋ねた結果である。最も回答が多かったのは国立大学では「学力重視」(30.2%)、公立大学では「学力重視」(66.7%)、私立大学では「同程度に重視」(31.1%)であった。国公立大学では育英型の給付奨学金が比較的普及していることが分かる。

なお、図 3-17 は今後の大学独自奨学金の受給総額の改定予定を尋ねた結果である。「従来どおり」が 7 割を占めているが、国立では 4 分の 1、私立では 3 割近くの大学が今後は総額を増やす方針かやや増やす方針であると回答している。一方、私立は 8 割以上が従来どおりと回答している。

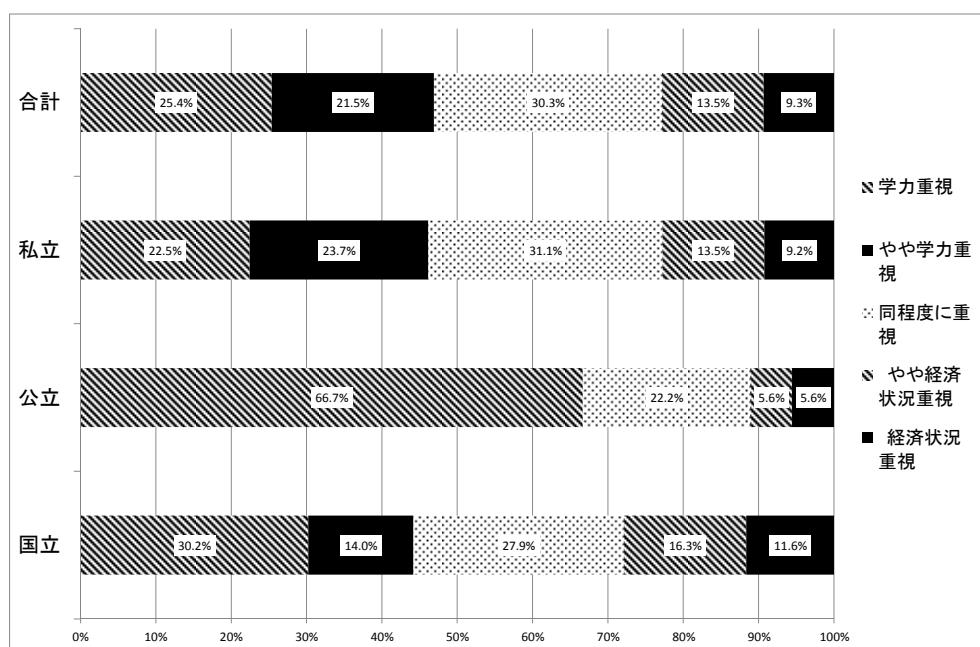


図 3-16 自大学の大学独自奨学金制度に対する考え方（受給の基準）

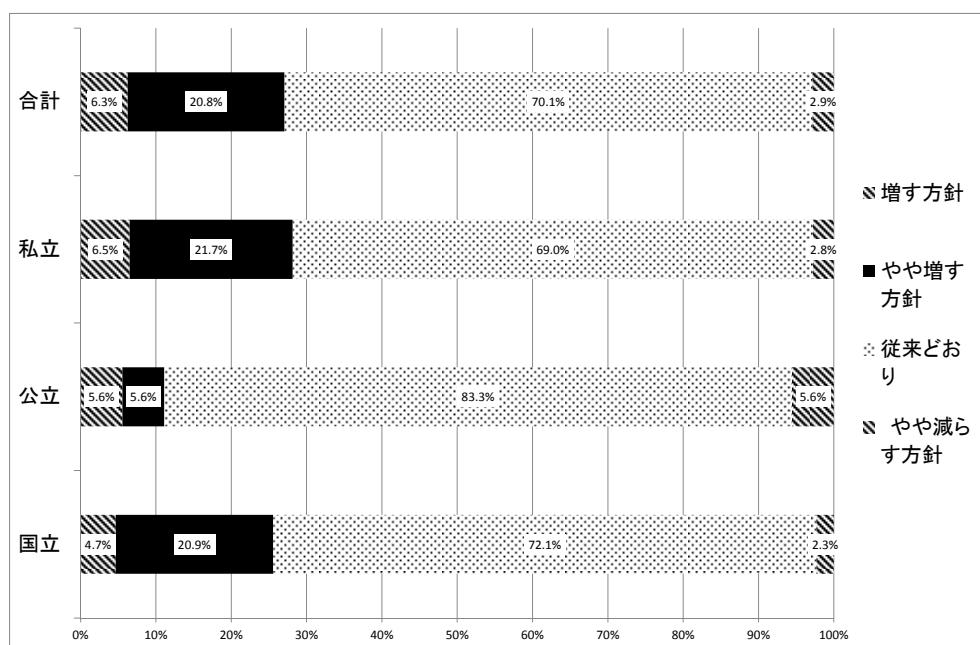


図 3-17 自大学の大学独自奨学金制度に対する考え方（受給の総額）

さらに、図 3-18 では各大学が奨学金制度を導入した理由を尋ねている。国立・公立・私立ともに最も多かったのは「成績上位者を支援するため」(43.3%、24.5%、70.2%)であった。これを地域別に見たのが図 3-19 である。どの地域も成績上位者が最も多く、大きな差は見られない。

以上のように、大学独自奨学金は設置形態・地域を問わず成績上位者向けのものが多いことが確認できる。

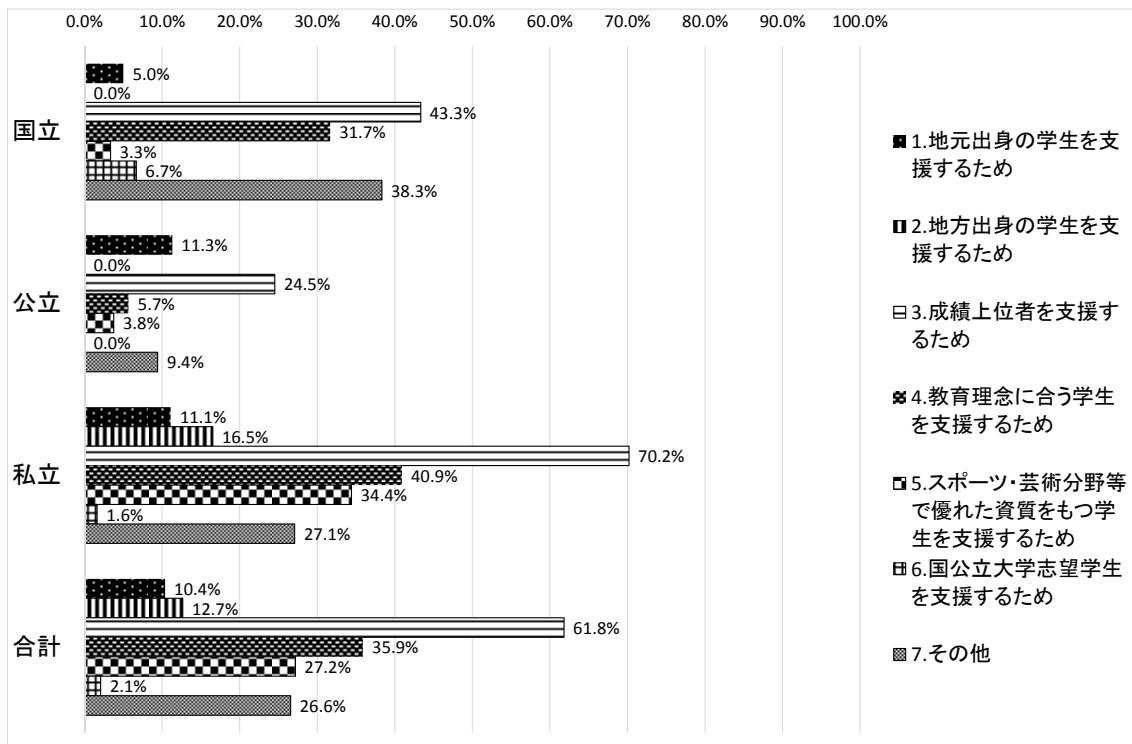


図 3-18 奨学金を導入した目的（設置形態別）

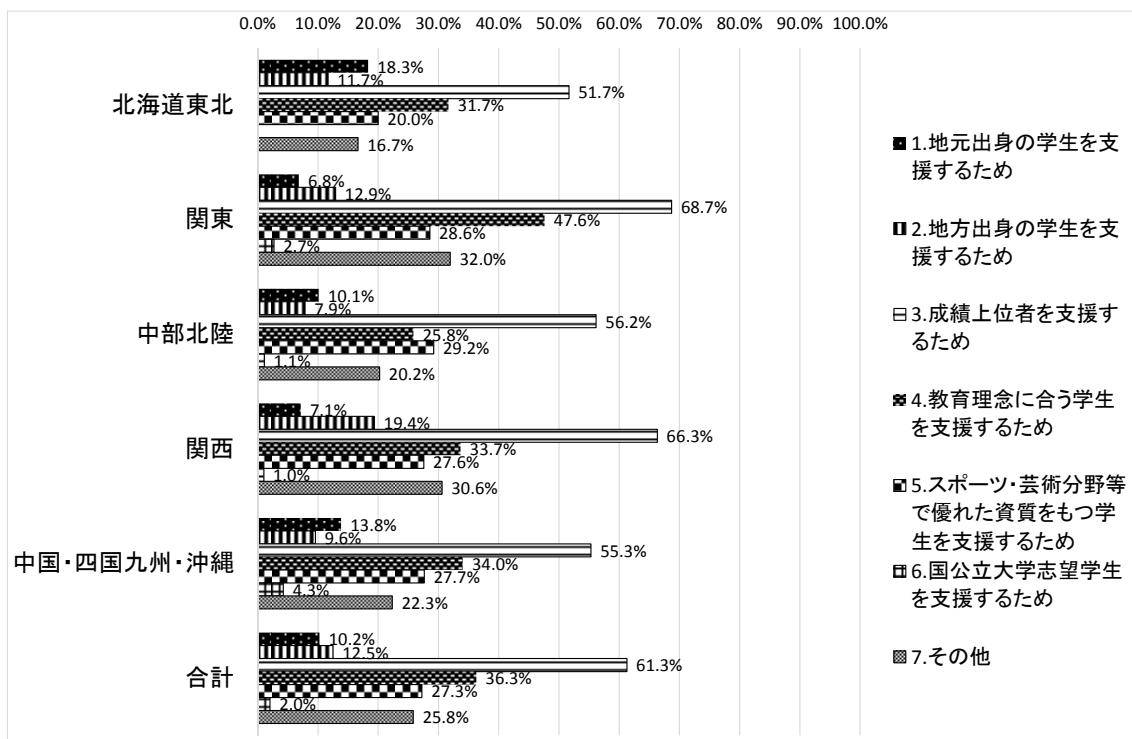


図 3-19 奨学金を導入した目的（本部所在地別）

なお、各大学が学費(入学金、授業料、施設整備費を含む)や奨学金に関してどのような方法で保護者・学生へ説明を行っているのかを示したのが図3-20である。国立・公立・私立ともに入学案内等での説明を行っている大学が最も多く、全体では8割を超えており、またガイダンスなどで説明を行う場合も多い。また、私立大学では「学費や奨学金についての説明会か相談窓口を設けている」(63.1%)大学も多く存在する。

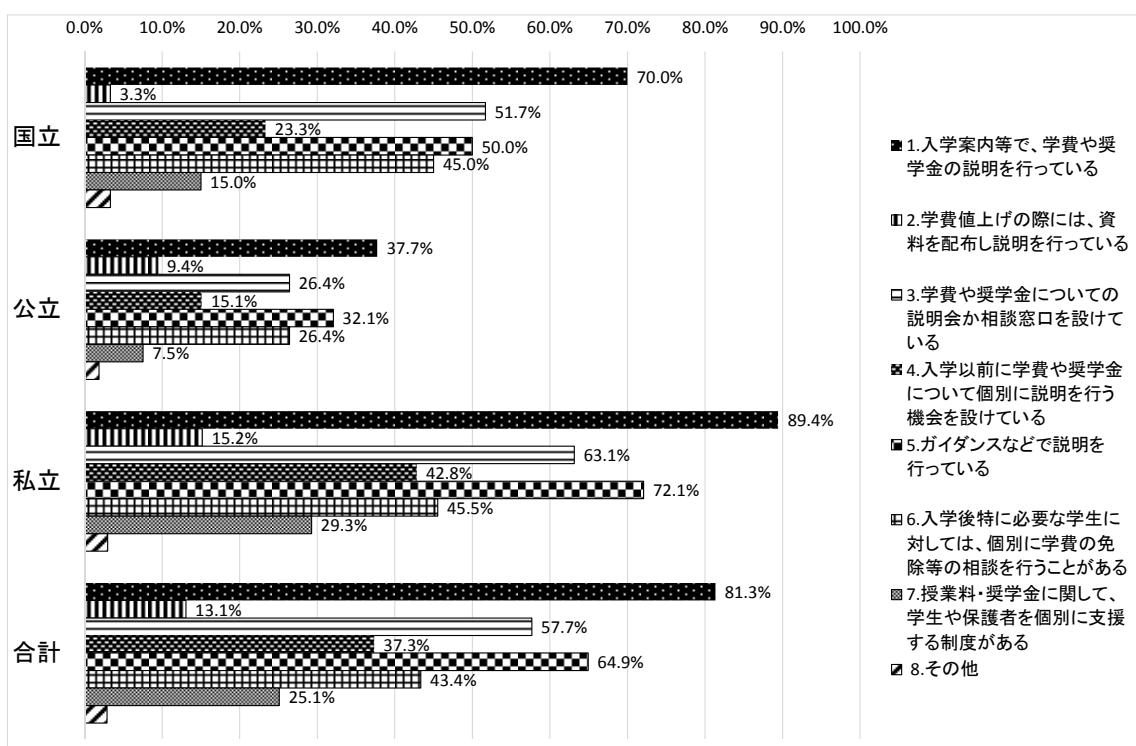


図3-20 学費(入学金、授業料、施設整備費を含む)や奨学金に関する保護者・学生への説明方法

次に、学費をめぐる情勢の変化と学生募集への学費・奨学金の影響力について詳しく見ていきたい。図3-21～図3-24は学費や奨学金についての関心度や影響力の変化について尋ねたものである。

図3-21は5年前と比べて学生募集において学費の影響力が大きくなっているかを設置形態別に示している。特に私立大学は「そう思う」(47.8%)が約半数を占め、「ややそう思う」(35.4%)を加えると8割近い大学が学費は影響力が大きくなっていると回答している。

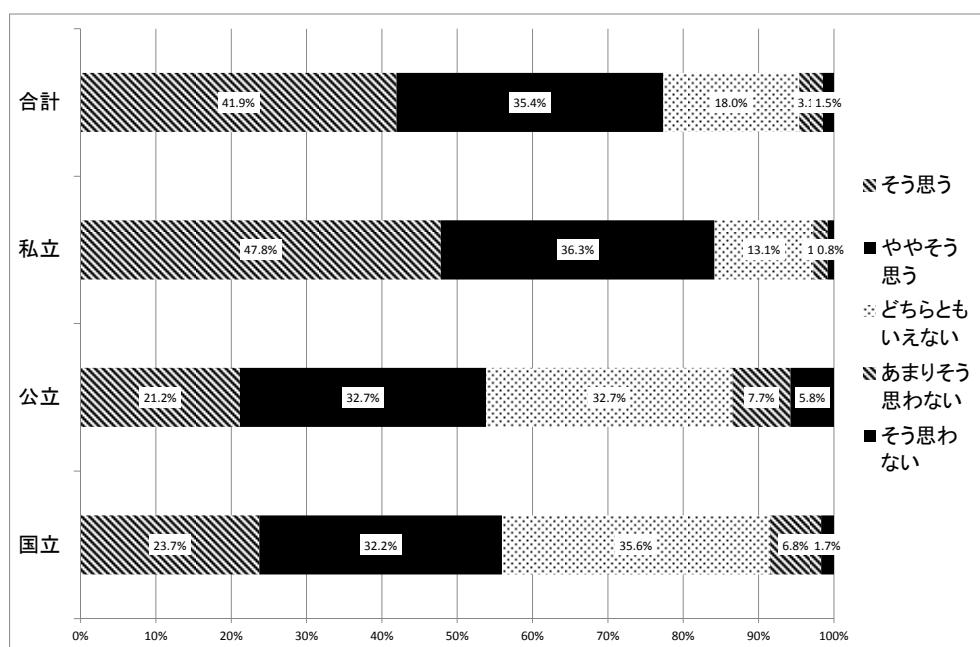


図 3-21 5 年前と比べ、学生募集における学費の影響は大きくなっている

では、奨学金についてはどうだろうか。図 3-22 は学生の奨学金に対する関心度が以前よりも高まっているかを尋ねたものである。私立大学では「そう思う」(56.6%) が半数を超えており、「ややそう思う」(39.8%) を加えるとほとんどの大学で関心が高まっていることが分かる。また、図 3-23 のように保護者も同様である。ただし、図 3-24 に示すように高校教員の奨学金への関心度は保護者や学生自身ほどには高まってはいない。

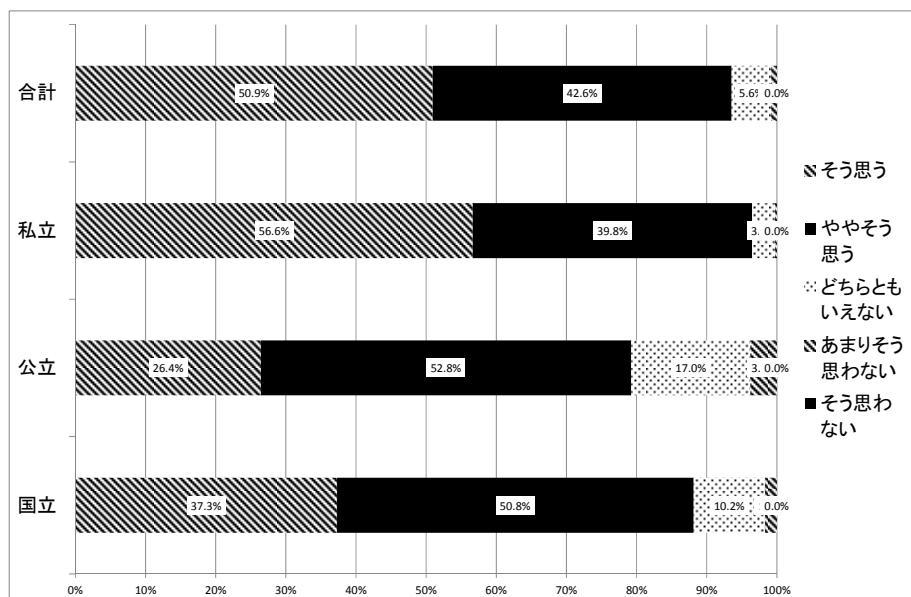


図 3-22 学生の奨学金に対する関心度は以前より高くなっている

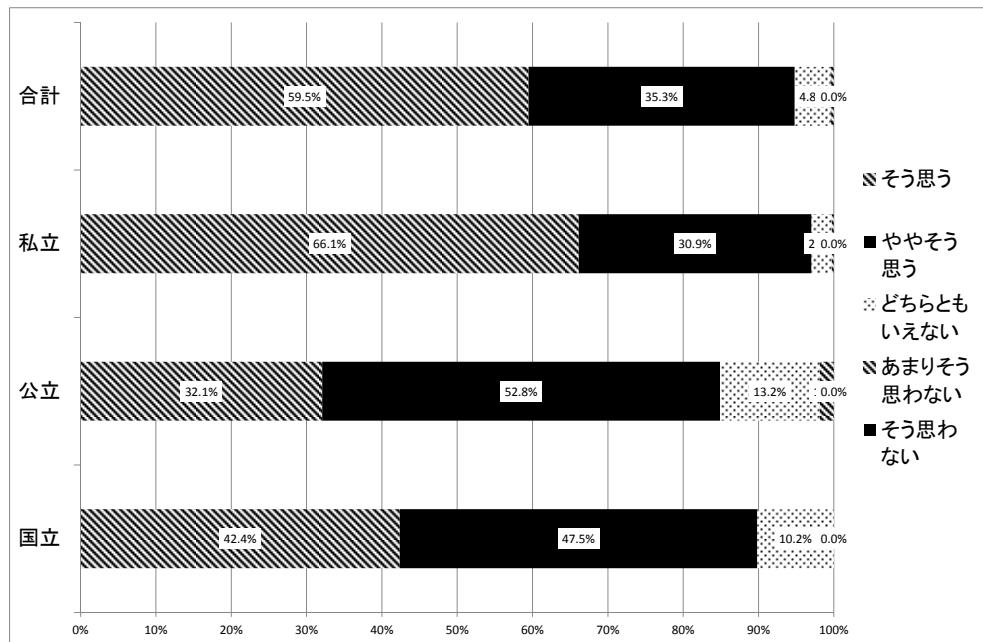


図 3-23 保護者の奨学金に対する関心度は以前より高くなっている

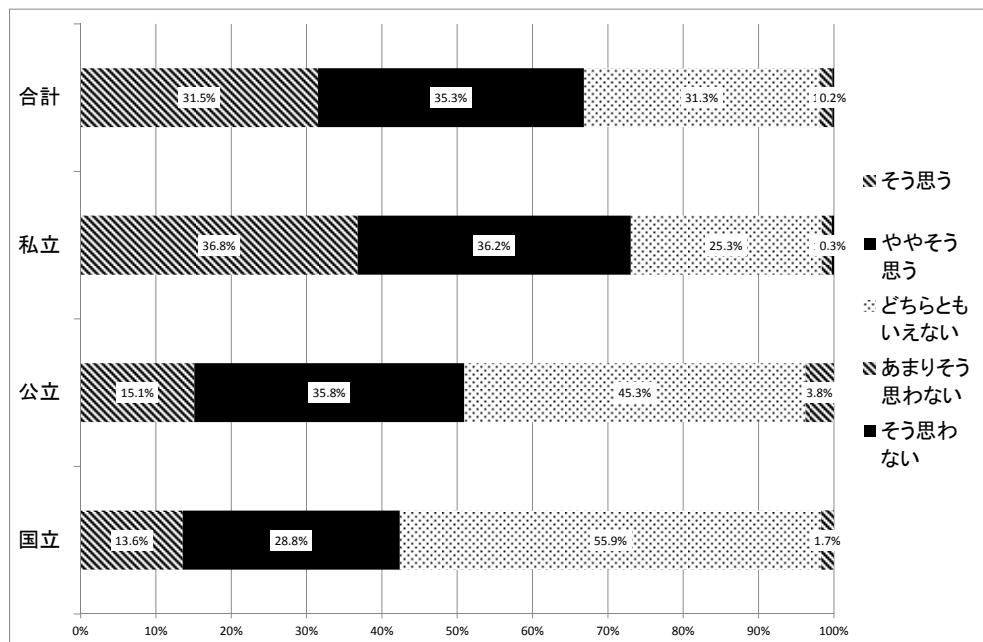


図 3-24 高校の先生の奨学金に対する関心度は以前より高くなっている

最後に、学費・奨学金の水準や値上げ・値下げした場合の学生募集への効果・影響について見ていきたい。図 3-25 はベンチマークする大学と比べて自大学の学費水準が高いかどうかを尋ねたものである。「そう思わない」(21.9%)、「あまりそ

思わない」(27.1%)と回答した大学は半数近くに達しており、他大学と比べて学費が高いとは感じていない。これは先述したように、特に私立大学では同じ専門分野のある大学や近隣の大学を授業料設定の際の参考にしている大学が多いため、すでに調整済みであるとも考えられる。

一方、図3-26に示すように、学費水準そのものについては、学生・保護者の負担を考えると高いと感じている大学は全体の3分の1ほど存在する。順番が前後するが、図3-28に示すように授業料を値下げすることは学生募集にプラスに働くと思うと回答している大学は全体の半数を超えている。また、図3-30のように奨学金制度を充実させることは学生募集にプラスに働くと思うと回答している大学は9割を超えている。さらに、図3-27のように学生の学費負担に奨学金や学費減免などの個人差があるのはやむを得ないと考える大学も全体の3分の2あり、今後は個人レベルで授業料減免や奨学金による補助をきめ細かく行い、実質的な授業料負担を軽減していく学生募集戦略を採用する大学も現れる可能性があるだろう。

また、図3-29は学費を値上げした場合に志願者数が減るかどうかを尋ねた設問である。私立大学では「そう思う」(1.6%)、「ややそう思う」(7.7%)と、約1割のみが学費を引き上げても志願者は減らないと考えている。半数以上の大学は学費を引き上げると志願者は減ると考えているのである。

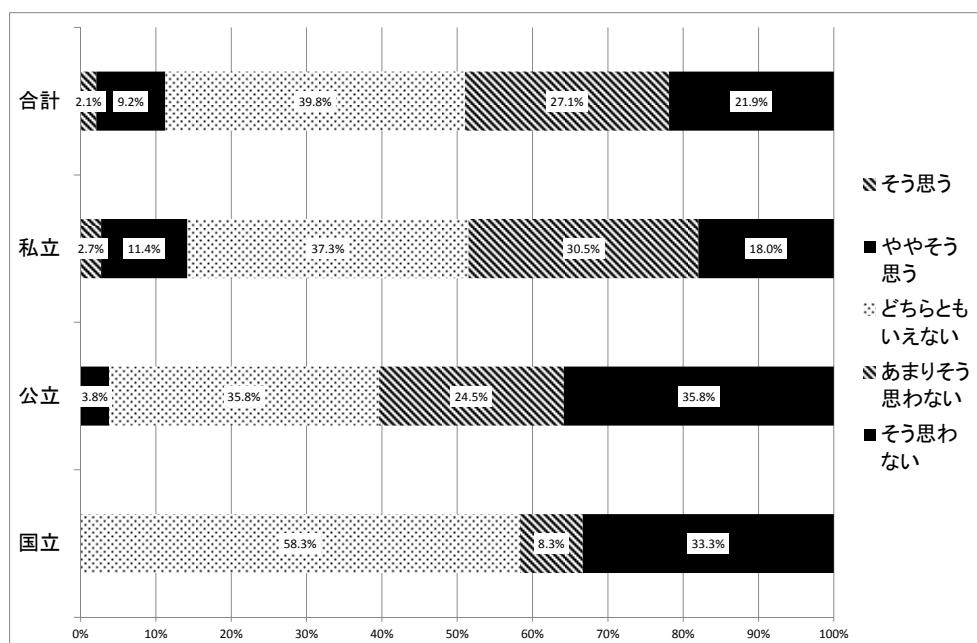


図3-25 本学の現在の学費は、ベンチマークする大学と比べて高いと思う

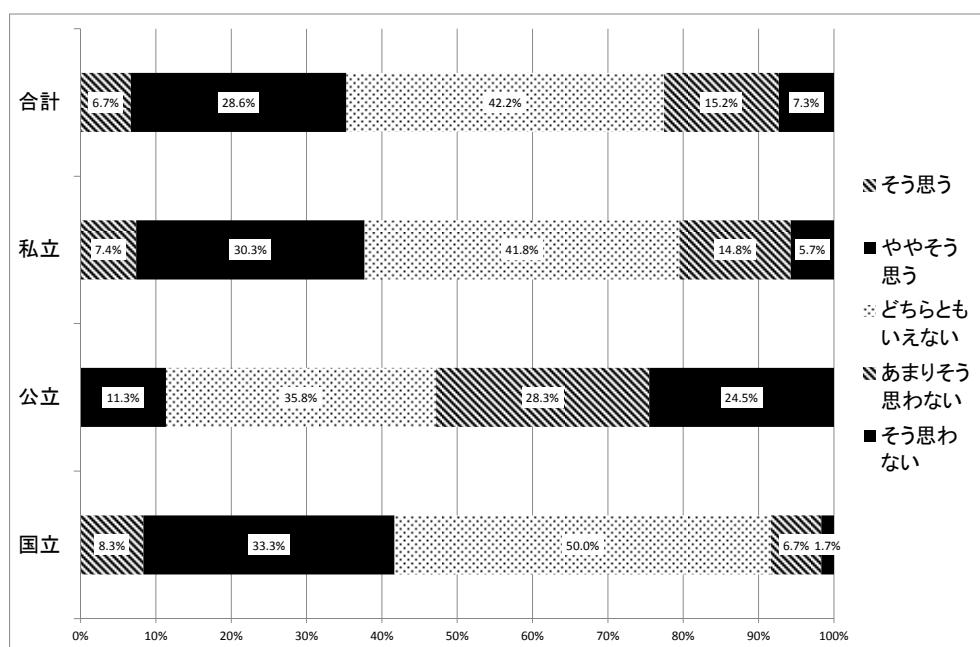


図 3-26 本学の現在の学費は、学生や保護者の負担を考えると高いと思う

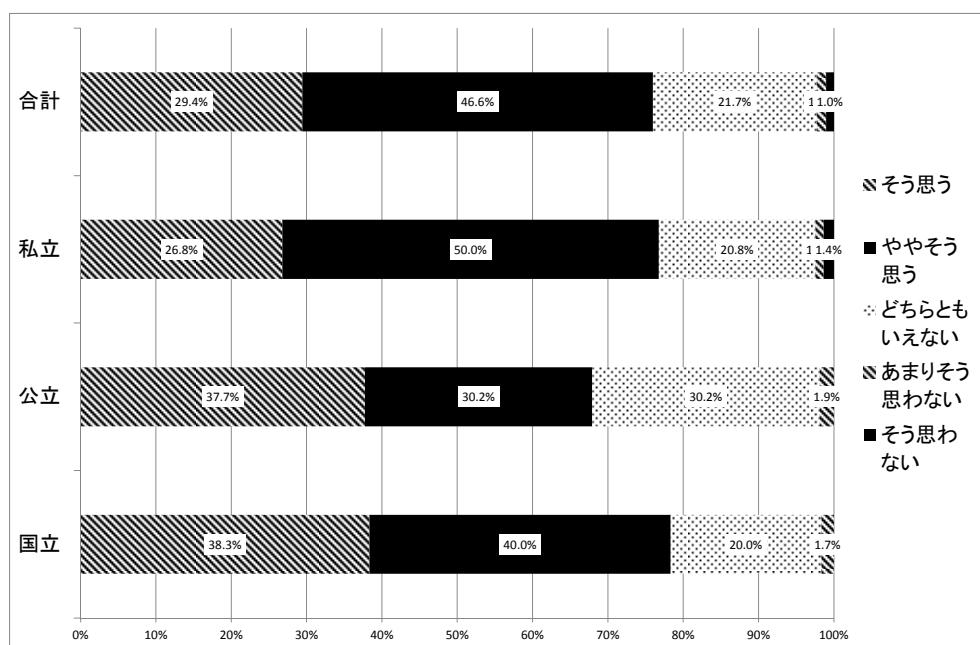


図 3-27 本学の学生の学費負担に、奨学金や学費減免などによる個人差があるのも  
やむをえない

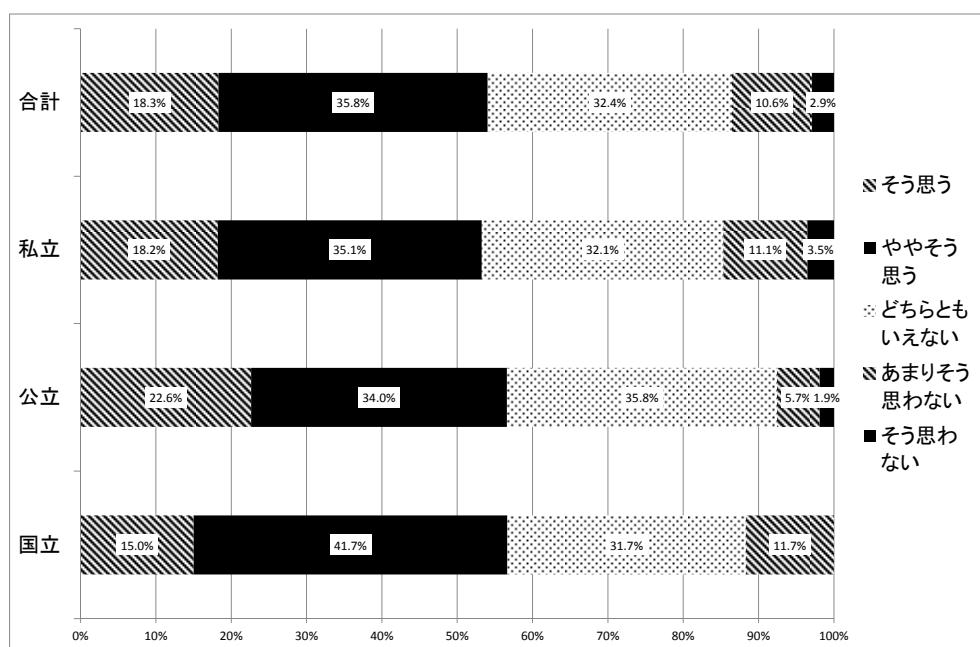


図 3-28 学費を値下げすることは、学生募集にプラスに働くと思う

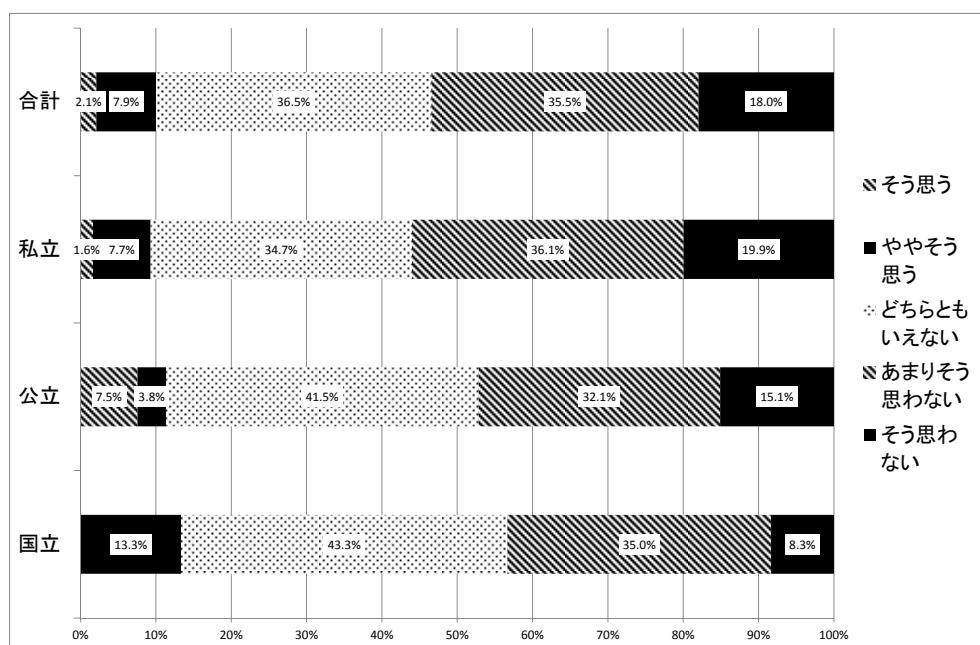


図 3-29 学費を値上げしても、志願者数は減らないと思う

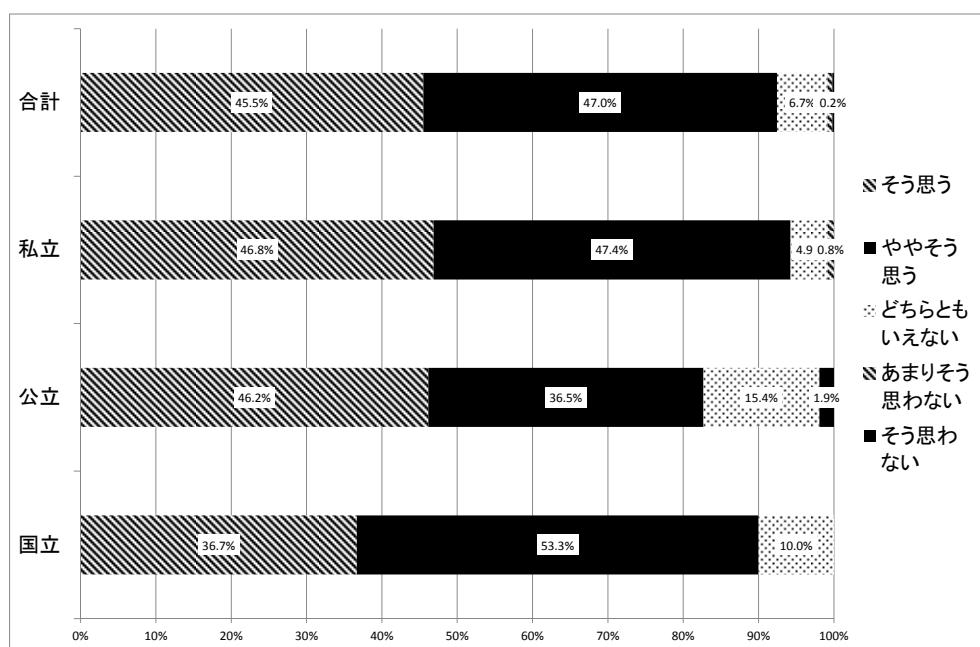


図 3-30 奨学金制度を充実させることは、学生募集にプラスに働くと思う

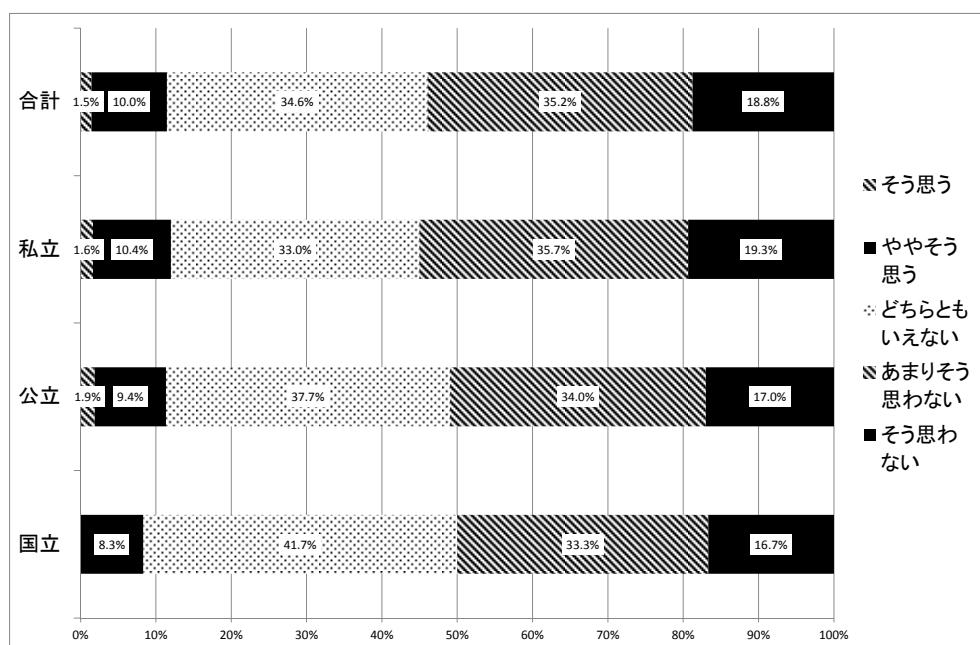


図 3-31 奨学金受給は経済的に困っていると見られないかと抵抗感をもつ保護者がいる

#### 4. まとめ

以上、国公私立大学における授業料と奨学金制度の多様化および方向性について2012年に実施された学長アンケートをもとに検討を行ってきた。最後に本調査から明らかになった知見を再度まとめておきたい。

まず、文部科学省による国立大学の授業料標準額の設定については大半の国立大学は肯定的であり、教育を受ける権利と機会均等の保障の面から望ましいとする声が多かった。しかし、標準額の20%に設定されている値上げ幅については「適正」と考える大学が3分の2を占める一方、「自由度が大きすぎる」と考える大学や「自由度は必要ではない」とする大学も3割近くを占め、自由な値上げには否定的な立場をとる大学も多かった。また、学部別授業料の導入については全学部同額とすべきという意見が3分の2を占める一方、導入を容認する回答も4分の1を占めた。以上から、国立大学は授業料抑制による教育機会の保障を図る一方で、医歯薬系学部や理工系学部といった教育コストの高い学部の授業料引き上げを容認する大学も少なくないことが明らかとなった。

一方、私立大学や公立大学は現在の授業料水準を「適正」と考える大学が8~9割を占めており、今後も「据え置き」とすると回答した大学が多かった。授業料・入学金・施設設備費等の学費を決定する際に参考にしているのは、国公立大学は同じ国公立大学が最も多かったが、私立大学は「専門分野の近い私立大学」や「近隣の私立大学」が多く、特に関東、中部・北陸、関西の3つの地区は前者の回答が多かった。これは、大都市圏では通学可能な地域に競合する学部・学科が数多く存在しており、学生獲得競争が激しいことが一因であると考えられる。

また、授業料減免の基準については学力と経済状況を「同程度に重視」する大学が最も多かったが、設置形態別では国公立が経済重視の傾向が強く、私立は同程度重視の傾向が強い。しかし、今後は特に国立大学も同程度に重視する大学が増えることが予想され、やや学力重視の方向性が強まる傾向にあると言えよう。

次に、日本学生支援機構奨学金制度への意見を尋ねたところ、「第1種奨学金(無利子)の採用数を増やすべきだ」が最も多く、次いで「給付型奨学金を創設すべきだ」との意見が多かった。ただし、「未返還(延滞)金の回収を強化すべきだ」との意見も多く、奨学金制度の充実を望む一方で回収強化を求める大学も多かった。

さらに、各大学の独自給付奨学金制度の有無および採用基準について尋ねた。大学または学部独自の給付型奨学金制度を有している大学は全体の8割であることが明らかとなったが、設置形態別では公立大学の整備状況が最も悪かった。また、導

入理由を尋ねたところ「成績上位者を支援するため」が最も多く、設置形態・地域を問わず成績上位者向けであることが確認された。

なお、学費をめぐる情勢の変化と学生募集への学費・奨学金の影響力については、5年前と比べて学費の「影響力が強くなっている」と感じている大学が多く、また学生と保護者の奨学金への関心度は以前より高くなっていると多くの大学を感じている。

最後に、各大学に対して現在の学費水準について尋ねたところ、ベンチマークする大学と比べて高いとは思わないという意見が約半数を占めた。しかし、「学生や保護者の負担を考えると高いと思うか」という問い合わせに対しては「どちらともいえない」が4割を占め、次いで「ややそう思う」が約3割を占めた。つまり、競合する大学と比較すると自大学の授業料は決して高くはないが、学生や保護者の負担面からみると高いと感じている大学が多いといえる。これに対して、学費の値下げや奨学金制度の充実は学生募集にプラスに働くと考えている大学が多い。以上のように、多くの大学は授業料を決して高いとは感じておらず、今後、授業料の値下げを行う大学はほとんどなく、据え置く予定の大学が多い。また、学生や保護者の学費負担を考慮して奨学金制度を維持・拡充しようとする傾向にあることが指摘できよう。

なお、OECDの報告書では日本は「授業料が高く、学生支援体制が比較的整備されていない国々」に分類されているが、本アンケート調査から明らかになったことは、日本の大学の授業料水準は競合する大学・学部間の学生獲得競争のなかで上昇が抑制されており、同時に、今後、大学独自奨学金の維持・拡充が見込まれるという点である。この点については高授業料・高奨学金戦略をとるアメリカの私立大学とは様子が異なる点であると言えよう。

しかし、本アンケート実施後の2014年度には授業料の値上げを行った大学が増加した（朝日新聞「私立大、相次ぐ学費値上げ」2013年12月27日付）。これらの大学は、果たして授業料の値上げと同時に大学独自給付奨学金の拡充を行っているのだろうか。もしそうでなければOECDによる位置づけは今後も変化をしないだろう。このような動きが継続するのか、それとも一時的なものであるのか、引き続き動向に注目していく必要がある。

## **<参考文献>**

朝日新聞「私立大、相次ぐ学費値上げ」2013年12月27日付。

小林雅之編著(2012)『教育機会均等への挑戦—授業料と奨学金の8カ国比較』東信堂。

小林雅之・吉田香奈・劉文君(2012)「『奨学金制度に関する学長調査』結果報告」『リクルートカレッジマネジメント』No.177、6-21頁。

経済協力開発機構(OECD)編著(2012)『図表でみる教育 OECDインディケータ(2012年版)』明石書店。

文部科学省(2013)『平成24年度版 文部科学白書』。